

平成25年2月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(平成25年度当初予算等関係)

未来づくり推進局

*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額
「前年度」の欄は前年度の当初予算額
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成25年2月定例会議案説明資料目次

未来づくり推進局

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成25年度鳥取県一般会計予算		
	1 当初予算説明資料	(総括表) 企画課 広報課 県民課 鳥取力創造課	1 3 12 19 23
	2 歳入歳出事項別明細書		36
	3 節の明細		38
	4 債務負担行為に関する調書		39
第33号	鳥取県民参画基本条例の設定について	県民課	別冊
第34号	鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の設定について	鳥取力創造課	40
第39号	鳥取県特定非営利活動促進法施行条例及び鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正について	鳥取力創造課	47
第73号	関西広域連合規約の変更に関する協議について	企画課	52

当初予算説明資料総括表

未来づくり推進局(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
企画課	531,269	502,250	29,019			24	531,245	
広報課	236,712	242,830	△ 6,118			224	236,488	
県民課	28,523	32,585	△ 4,062			1,254	27,269	
鳥取力創造課	194,850	469,656	△ 274,806			157,699	37,151	
合計	991,354	1,247,321	△ 255,967			159,201	832,153	

説明

未来づくり推進局予算等編成のポイント

ポイント1 住民参画による県政の推進

- ボランティア・県民活動推進事業（「鳥取県ボランティア・市民活動支援センター」(仮称)の設立）
- 鳥取力創造運動推進事業（市町村連携コースを新設）
- 協働提案・連携推進事業（官民協働による地域課題解決）
- 鳥取県民参画基本条例の設定
- 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続き等に関する条例の設定

ポイント2 広報・広聴機能の充実

- とっとり情報発信費（マスメディアを有効に活用した「とっとり情報」の発信）
- マルチメディア対応広報コンテンツ制作事業（県内事業者と連携した県政情報の動画発信）
- 広聴機能充実事業（ターゲットを絞り込んだアンケート実施）

ポイント3 目指すべき未来への挑戦

- ととりの未来づくり推進事業（「とっとり未来づくりビジョン」(仮称)の策定）
- 県政推進費（未来づくり推進本部の運営、中国知事会・近畿ブロック知事会等との連携）

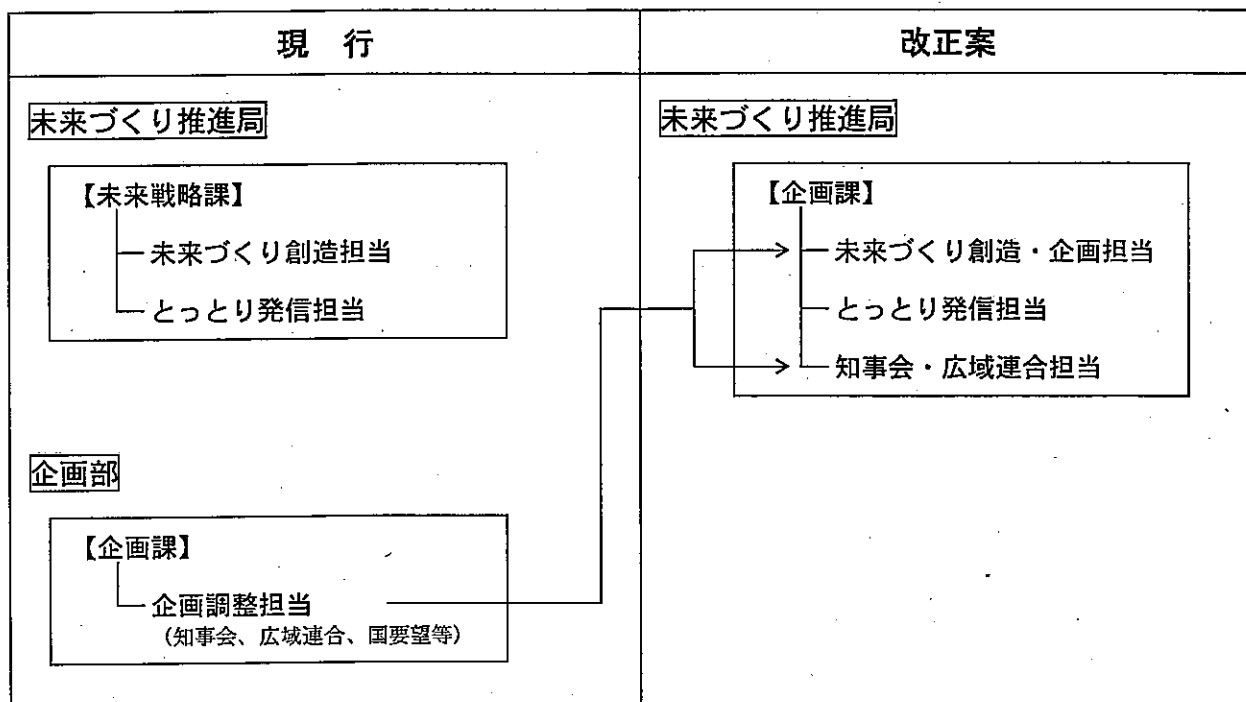
平成25年度（4月）組織改正に伴う移管事業一覧

（一般会計）
 企画部企画課 → 未来づくり推進局企画課

（単位：千円）

事業名	予算額	財源内訳				備考
		国庫支出金	起債	その他	一般財源	
関西広域連合負担金	22,930				22,930	
県政アドバイザー スタッフ会議費	2,210				2,210	
政策研究費	3,645				3,645	
県政推進費	23,336			〈諸収入〉 7	23,329	
国土軸形成推進費	1,580				1,580	
合計	53,701			7	53,694	

【参考】組織改正概要（未来づくり推進局）



平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

3目 広報費

未来戦略課（内線：7097）→事業実施：企画課

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり情報発信費	78,001	96,804	△18,803				78,001	
トータルコスト	101,309千円（前年度 120,942千円）〔正職員：2.9人〕							
主な業務内容	委託業者選定・契約、情報発信内容調整等							
工程表の政策目標（指標）	<ul style="list-style-type: none"> 県外での県の認知度・好感度を高め、観光や食、移住定住等の施策を支援するため、多岐にわたる情報発信を実施 流行の発信拠点としての首都圏に注目し、地域ブランドイメージの向上を図る 							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

全国における本県の認知度・好感度向上のための情報発信の継続的強化を図り、イメージアップ・観光誘客・県民の誇り醸成等に繋げるため、マスメディア等を有効に活用した県外への「とっとり情報」の発信を展開する。

2 主な事業内容

（単位：千円（ ）内は昨年度予算）

区分	事業内容	予算額
通年メディア枠活用型情報発信	年度当初から情報発信を行うため、公募型プロポーザルにより年間の放送時間・掲載枠を有利に確保し、首都圏を中心にスケールメリットを生かした情報発信を展開 ※債務負担行為（平成24年11月補正）により着手済み	(20,000) 20,000
フットワーク型情報発信	特に緊急性・重要性の高いテーマ（素材）を中心にその他の重点テーマと組み合わせながら、効果的な情報発信をタイムリーかつ強力に全国展開 ＜情報発信の例＞ ・マスメディアを活用した情報発信 ・ガイナレ鳥取のアウェイ戦を活用した鳥取県PR ＜情報発信テーマ＞ ○特に緊急性・重要性の高いテーマ ・とっとりグリーンウェイブ（第64回全国植樹祭、第30回全国都市緑化フェア、エコツーリズム国際大会in鳥取県、山陰海岸国立公園指定50周年） ・まんが王国とっとり（建国2年目の展開） ・近くなる鳥取（鳥取自動車道全線開通、航空便利用による旅の魅力発信、山陰道区間開通） ○その他の重点テーマ 食のみやこ鳥取県、山陰海岸ジオパーク（砂の美術館含む）、魅力ある移住定住先としての知名度向上 ＜効果測定＞ 鳥取県に対するイメージや媒体露出に対する反響等を把握するためリサーチ会社等を活用した効果測定を実施	(72,065) 53,497
マスメディア等招聘経費	テレビ番組プロデューサーなど本県への視察招聘等を行い、番組内の企画で取り上げてもらう	(612) 612
標準事務費		(4,127) 3,892
合計		(96,804) 78,001

3 これまでの取組状況、改善点

- 県外情報発信担当部局との連携を図りつつ民間有識者あるいは外部専門家の助言を参考にしながら、様々な切り口による情報発信を展開。
- 視覚、聴覚双方に訴求し情報到達力の高いテレビと、きめ細かいターゲット選定ができ口コミ波及による情報の拡散が期待できるインターネットによる情報発信を強力に推進。
- 各部局が実施する主要イベントへのメディア参加促進や集客誘因のため、PR会社の活用やメディア関係者とのコミュニケーション強化により事業効果の向上を図る。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

未来戦略課（内線：7650）→事業実施：企画課
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) とっとりの未来づくり推進事業	2,214	0	2,214				2,214	
トータルコスト	10,158千円（前年度0円）[正職員：1.0人]							
主な業務内容	とっとりの未来づくり懇話会等の開催、将来ビジョン改訂版の策定							
工程表の政策目標(指標)	将来ビジョンの推進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県を取り巻く社会・経済情勢や時代の変化を踏まえ、「鳥取県の将来ビジョン(H20.12.26策定)」の見直しを行いつつ、鳥取県の目指すべき未来と取組みの方向性を示す「とっとり未来づくりビジョン(仮称)」を策定し、未来づくりを推進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>外部有識者や県民・事業者等、様々な意見・提案を反映しながら、「とっとり未来づくりビジョン(仮称)」を策定する。</p> <p>(1) 県民等との意見交換</p> <p>「とっとりの未来づくり懇話会」を設置・開催するほか、「伸びのびトーク」等による意見交換を実施。</p> <p>①とっとりの未来づくり懇話会</p> <p>福祉・医療、教育、産業、人権、文化、地域づくり等の各分野から意見を伺う。 (東・中・西部各圏域毎に開催)</p> <p>②伸びのびトーク</p> <p>県内団体や事業者、県人会等と意見交換を実施。</p> <p>(2) 県民等からの意見・提案募集</p> <p>県政参画電子アンケート、パブリックコメント等既存の広聴手法に加え、各世代別の県民アンケートも併せて実施。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>○将来ビジョンに掲げた目標指標(6.0指標)のうち、概ね3割程度の指標を達成済。 →《達成した目標指標例》</p> <p>経営革新計画承認件数 →実績480件(H24.12時点)[目標440件]</p> <p>観光客入込客数 →実績11,209千人(H23年)[目標10,000千人]</p> <p>UJIターンによる定住・二地域居住者数 →実績2,161人(H24.12時点)[目標1,000人]</p> <p>○なお、将来ビジョン策定以降、社会・経済情勢の変化により、一部の目標指標や取組の方向性について現状にそぐわなくなっている面もあり、見直しが必要な状況にある。</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

未来戦略課（内線：7650）→事業実施：企画課

1目 一般管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	358,072	315,450	42,622				358,072	
事業内容の説明								
一般職の職員（52名）の人件費								
未来づくり推進局 管理運営費	8,554	8,911	△357			(諸収入) 10	8,544	
トータルコスト	36,358千円(前年度 20,980千円) [正職員: 3.5人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	各部局との連絡調整、未来づくり推進局の予算・決算事務、議会調整事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 連絡調整業務に要する経費								
2 主な事業内容								
・未来づくり推進局及び各部局との連絡調整経費 6,095千円								
・非常勤職員人件費 2,459千円								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

未来戦略課（内線：7651）→事業実施：企画課

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県政推進費	5,319	5,872	△553			(諸収入) 7	5,312	
トータルコスト	50,600千円（前年度46,102千円）[正職員：5.7人非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	県政全般の施策や取り組みを統轄・推進							
工程表の政策目標(指標)	「みんなでやらいや未来づくり」のアジェンダ・政策項目の実現、部局横断的な県政の重要施策の効果的な推進、将来ビジョンの実現							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県政全般の政策、取組等を統轄し推進する。 ・部局をまたがる県政の重要課題に対する対応や、部局連携による政策検討を行う。 <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県政全般の施策や取り組みを統轄、推進。 ・未来づくり推進本部を中心として、部局横断的なプロジェクトチームを設け、県政の重要施策を効果的でスピーディに推進。 ・アジェンダ・政策項目等の進捗、取り組みの推進。 								
県政顧問会議費	722	751	△29				722	
トータルコスト	1,516千円（前年度1,556千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	県政顧問の設置及び県政顧問会議の開催							
工程表の政策目標(指標)	県民とともに創る未来づくりの推進、アジェンダ・政策項目の実現、将来ビジョンの実現							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県政の重要事項(分野)に関する「大きな方向性」に対し、「大局かつ専門的な見地」から助言、提言をいただくため、県政顧問を設置する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>【設置目的】</p> <p>県政の進展を図るため、県政の重要事項、課題に関して大局かつ専門的見地から助言・提言を得る。</p> <p>【設置根拠】</p> <p>鳥取県県政顧問設置規則</p> <p>【任命人数】</p> <p>11名（※昨年度からの変更点：任期満了により新たに任命→顧問を1名増）</p> <p>【報酬】</p> <p>9,900円/日（※「鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例」による）</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

未来戦略課（内線：7097）→事業実施：企画課

3目 広報費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広報連絡協議会運営 支援事業	24,686	23,915	771				24,686	
トータルコスト	27,864千円（前年度 27,268千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金の申請書審査・支払、市町村・民間との連絡調整、事務局運営の管理監督							
工程表の政策目標（指標）	県外での県の認知度・好感度を高め、観光や食、移住定住等の施策を支援するため、多岐にわたる情報発信を実施							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>本県の魅力の県内外への情報発信や、県内関係機関の広報実務担当者の能力向上に取り組んでいる鳥取県広報連絡協議会の運営を支援するため、補助金を交付する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) ふるさと鳥取ファンクラブの運営</p> <p>会員に本県の新鮮な情報を届け、会員と本県とのつながりを保持・強化することにより、県外会員を通じた本県への観光訪問の増加、県産品消費の拡大、移住定住の促進を図るとともに、県内会員のふるさとに対する自信と誇りを醸成する。</p> <p>○会員数：3,692人（平成24年10月末現在）</p> <p>○会費：普通会员 2千円（2年間） 特別会員 1万円（5年間） ふるさと会員 ふるさと納税（1万円以上）（1年間）</p> <p>○会員特典：『とっとりNOW』等による情報提供・交流会への参加 県内観光施設等の利用券交付・協賛店割引</p> <p>(2) 県総合情報誌『とっとりNOW』の発行</p> <p>本県の魅力を取材・編集した季刊誌を発行し、マスメディア関係者をはじめ、ふるさと鳥取ファンクラブ会員、県政顧問、とっとりふるさと大使等に配布し、本県魅力の発信を図る。一般向けに販売（300円）も行う。</p> <p>○発行回数：年4回</p> <p>○仕様・規格：A4判36頁・オールカラー</p> <p>○発行部数：毎号1万部</p> <p>(3) 広報ワークショップの実施</p> <p>会員（県、市町村、民間）等を対象に開催し、県内関係機関の広報実務担当者の能力の向上を図ることにより、情報発信の強化を図る。</p> <p>(4) 写真ライブラリー（仮称）の構築</p> <p>県総合情報誌の撮影・取材により蓄積されたデータ及び県から引き受けた写真素材等を新たに再構築し、広報連のホームページ上に写真ライブラリー（仮称）を設置する。</p> <p>(参考) 鳥取県広報連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和32年11月設立 ・会長：県未来づくり推進局長 ・事務局：県未来づくり推進局未来戦略課内 ・専従職員：常勤職員1人、非常勤職員3人 ・会員：県、市町村、民間有志 								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

企画課（内線：7131）→事業実施：未来づくり推進局企画課

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
関西広域連合負担金	22,930	29,919	△6,989				22,930	
トータルコスト	30,874千円（前年度 37,965千円）[正職員：1.0人]							
主な業務内容	関西広域連合及び連合に参加する各府県市との調整等							
工程表の政策目標（指標）	各種知事会及び近隣各県との連携強化							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成22年12月1日に設立した関西広域連合の構成団体として、関西圏との連携強化を進め、行政ニーズの広域化への対応やスリムで効率的な行政体制の構築を目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>関西広域連合が実施する事務に対し、構成団体としての負担金（分賦金）を支出する。</p> <p><関西広域連合が実施する事務></p> <p>○広域防災 ○広域観光・文化振興 ○広域産業振興 ○広域医療 ○広域環境保全 ○資格試験・免許等 ○広域職員研修</p> <p>※ ◎印は、鳥取県が参加している事務</p> <p><鳥取県の参加分野の事務の内容></p> <p>○広域観光・文化振興（事業費 30,711千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・KANSAI国際観光YEAR2013を実施する ・KANSAI観光大使を任命し活用する ・山陰海岸ジオパーク活動を推進する ・関西全域の観光統計調査を行う ・海外観光プロモーションを実施する ・新発見KANSAI百景を活用する ・通訳案内士等の人材を育成する ・関西文化の魅力発信を行う <p>○広域産業振興（事業費 32,949千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域産業振興の取組にかかる啓発及び評価・検証を行う ・産業クラスターの連携を進める ・ビジネスマッチングを促進する ・地域資源の活用を進める ・新商品調達認定制度によりベンチャー企業を支援する ・産官学により高度産業人材の育成・確保を推進する ・関西広域農林水産ビジョンの策定を行う ・合同プロモーションを推進する ・公設試験研究機関の連携を進める <p>○広域医療（事業費 318,183千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西広域救急医療連携計画を戦略的に推進する ・広域的なドクターヘリの配置・運航を行う ・広域災害医療体制を整備する ・救急医療人材等を育成する <p><国出先機関対策></p> <p>○広域連合内に設置した国出先機関対策委員会を中心に、国出先機関の地方移管を求める</p> <p><広域インフラ検討></p> <p>○広域連合内に広域インフラ検討会「日本海拠点港分科会」を設置しているところであり、鳥取県及び京都府が中心となって、境港及び京都舞鶴港の利活用について検討を行う</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

企画課（内線：7095）→事業実施：未来づくり推進局企画課

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県政アドバイザー スタッフ会議費	2,210	2,225	△15				2,210	
トータルコスト	2,210千円（前年度2,225千円）[正職員：0.0人]							
主な業務内容	県政アドバイザースタッフの設置、関係課との調整等							
工程表の政策目標（指標）	重要施策に係る関係者の連携強化							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 本県と関わりのある有識者を県政アドバイザースタッフとして位置付け、専門的な助言等を頂き、 県政の課題解決に資する。								
2 主な事業内容 ○根拠 県政アドバイザースタッフ設置要綱 ○人数 25名（平成25年1月25日現在） ○報酬 9,900円/日（「鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例」による。）								

2款 総務費

2項 企画費

企画課（内線：7171）→事業実施：未来づくり推進局企画課

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
政策研究費	3,645	3,645	0				3,645	
トータルコスト	3,645千円（前年度3,645千円）[正職員：0.0人]							
主な業務内容	政策課題の調査研究、関係課との調整等							
工程表の政策目標（指標）	重要施策に係る関係者の連携強化							
事業内容の説明								
年度途中に発生した緊急の政策課題について、機動的な調査、検討を行うための経費である。 （単位：千円）								
区分	予算額	内容						
政策課題情報収集	2,000	政策課題研究 ・訪問調査、有識者ヒアリング等（旅費、謝金）						
その他諸費	1,645	中国地方総合研究センター負担金他事務費						
合計	3,645							

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

企画課（内線：7170）→事業実施：未来づくり推進局企画課

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県政推進費	23,336	13,178	10,158			(雑入) 7	23,329	
トータルコスト	78,944千円（前年度69,500千円）[正職員：7.0人 非常勤：1.0人]							
主な業務内容	各種知事会への参加・運営、県・市町村等との連絡調整、負担金の支払い							
工程表の政策目標（指標）	県政に係る重要施策を研究し、施策提言							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>全国知事会、中国地方知事会及び近畿ブロック知事会等の連絡調整並びに市町村との行政懇談会の開催等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>【全国知事会等】</p> <p>全国知事会、中国地方知事会及び近畿ブロック知事会の構成員として、全国知事会における各種委員会等に参画するほか、中国地方、近畿ブロック内における諸課題について議論することにより、国の制度、施策等に対して積極的に意見を述べたり提案活動を行うなど地方の意見を主張する。</p> <p>【県・市町村行政懇談会】</p> <p>県・市町村行政懇談会を定期的を開催することにより、県と市町村相互の意思の疎通を図り、円滑な地方行政の運営を行う。</p> <p>【関西地域振興財団】</p> <p>関西地域振興財団が実施する官民連携事業（国際観光事業、文化振興事業及び情報発信事業）に、関西広域連合構成府県として参加する。</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

企画課（内線：7171）→事業実施：未来づくり推進局企画課

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支 出金	起債	その他	一般財源	
国土軸形成推進費	1,580	1,580	0				1,580	
トータルコスト	5,552千円（前年度5,603千円）[正職員：0.5人]							
主な業務内容	関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	行政課題について近県と共通認識を共有し、連携を強化するとともに、国の地域主権改革の取組を促進するとともに、併せて国の出先機関改革の受け皿づくりなどを推進する。							

事業内容の説明

事業の目的・概要

日本海国土軸の形成等に向け、関係機関との連絡調整や普及啓発事業を実施する。

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
日本海沿岸地帯振興連盟負担金	600	会員として負担金を拠出
その他諸費	980	旅費等事務費
合 計	1,580	

【日本海沿岸地帯振興連盟について】

(1) 概要

日本海沿岸の12府県で構成され、同地域の国会議員で構成される日本海沿岸地帯振興促進議員連盟とともに昭和39年に発足した。日本海沿岸の豊かな自然や固有の文化、優れた人的資源などの地域特性を生かして、高速交通体系をはじめ、産業基盤、生活環境基盤の整備充実及び対岸交流推進を図るなど、日本海沿岸地域の発展を目指して活動を展開している。

(2) 事業内容

日本海沿岸地域の振興のための国等への要望、調査・研究、日本海国土軸の形成の推進、対岸諸国との交流など。

(3) 活動実績（平成24年度）

- ・日本海沿岸地帯振興に関する提案・要望活動（平成24年8月）
- ・日本海国土軸の形成に関する提案・要望活動（平成24年11月）
- ・国土強靱化と地域経済の発展に向けた「日本海国土軸」の形成に関する要望活動
（平成25年1月）
- ・日本海国土軸構想推進懇話会（講演・幹事会）（平成24年5月）
- ・日本海国土軸・環日本海交流推進大会（各種報告・大会決議・講演）（平成24年11月）
- ・政策研究会（平成24年10月・平成25年2月）
- ・講演録等印刷物の作成（講演録・パンフレット）、ホームページの充実

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7840)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県政だより広報費	66,136	69,118	△2,982			(諸収入) 10	66,126	
トータルコスト	88,379千円 (前年度91,647千円) [正職員:2.8人 非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	広報紙の編集・発行							
工程表の政策目標(指標)	県民が求める、県民に必要な情報を分かりやすい紙面で提供							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県政や県内のさまざまな情報を県民へ分かりやすく広報するための広報紙「とっとり県政だより」の制作・発行を行う。

また、県政等の年間の動きを時系列で紹介する「県政の動き」をとりネットで配信する。

2 主な事業内容

事業名	事業内容
「県政だより」発行事業 (66,086千円)	対象: 県内全世帯(市町村を通じて配布。また、公共機関・銀行・郵便局・県内コンビニエンスストアでも配架) 規格: A4判、16頁、フルカラー、毎月1日発行 部数: 210,000部 とりネットで公開 (HTML版、PDF版、電子書籍版)
「県政の動き」発信事業 (50千円)	1年間の県政の動きをとりネットで公開するとともに、総合事務所などでの閲覧用及び保存用に少部数を印刷する。

※平成24年11月に実施した県民アンケートの結果(「県政だより」は一定の評価を受けている)に基づき、県政広報の基盤として充実させていく(県政だよりの規格・発行頻度等の変更は行わない)。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7021)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新聞テレビ等委託 広報費	127,106	134,364	△7,258				127,106	
トータルコスト	142,994千円(前年度150,456千円) [正職員:2.0人]							
主な業務内容	新聞・テレビ・ラジオ広告の制作、県政テレビ番組の企画・制作							
工程表の政策目標(指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県政広報を効果的に進めるため、全庁の広報テーマを集約し、新聞、テレビ、ラジオ等各種広報媒体の特性に応じて計画的な広報を行う。

平成24年9月に実施された事業棚卸しでの委員意見「県民ニーズをしっかりと調査、把握をした上で、その結果に応じて内容や媒体を決定すべき」に従い、県民の県政情報入手方法の実態や広報に関する県民ニーズ等を正確に把握し、様々な世代・属性の県民への効果的な県政広報を実現することを目的に「広報についての県民アンケート」を実施した。

アンケートの結果等を踏まえ、新聞折込広告の廃止、テレビスポットCMの拡充等の見直しを行った。

2 主な事業内容

(単位:千円 () 内は前年度の額)

区分	内容	所要経費
1 新聞広告	(1) 施策広報(随時) 県の施策情報を全5段又は半5段で掲載する。 (2) 生活関連情報お知らせ(毎月第2・4木曜日) 日本海新聞と山陰中央新報に全5段の枠内に複数の項目を掲載する。	(45,878) 45,642
2 県政テレビ	県政の施策情報・生活関連情報を県民の視点でわかりやすく親しみやすく紹介する(5分番組・字幕入り 週1回。手話年12回)。 また、放映後の番組を番組ホームページ上で動画配信する。	(35,030) 25,030
3 県政特別番組	県政の重要施策等を紹介する特別番組(30分番組)2本を制作放送する。	(3,000) 3,840
4 テレビスポット	県の施策情報を15秒で伝える。 13テーマ(うち、島根県との共同実施 4テーマ) 【新規】県の施策情報を30秒動画で伝える(インターネットでも動画配信し、ソーシャルメディアを活用し拡散)。5テーマ	(28,512) 40,184
5 ラジオスポット	県の施策情報を20秒で伝える。 18テーマ(うち、島根県との共同実施 4テーマ)	(6,570) 6,675
6 メディア ミックス広報	広報の効果をより高めるため、統一コンセプトの広告を新聞やテレビ(動画30秒)、ラジオ(20秒)等、複数の媒体で集中的に広報する。・実施回数…年4テーマ	(3,564) 3,564
7 その他事業費	その他、広報に関連する事業	(11,810) 2,171
合計		(134,364) 127,106

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7021)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源	
広報関係連絡調整費	18,400	18,400	0			194	18,206	
トータルコスト	20,783千円(前年度20,814千円) [正職員:0.3人]							
主な業務内容	各種取材、打合せ、研修会等開催事務等							
工程表の政策目標(指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							
事業内容の説明								
<p>事業の目的・概要</p> <p>広報活動を効果的かつ効率的に行うために、各種行政情報の収集等を行う。</p> <p>(1) 通信社情報サービス利用(メール配信サービス、データベース等)</p> <p>時事通信社「官庁速報」掲載記事や各種行政情報を庁内LANのパソコンで閲覧できるよう時事通信社の「iJAMP」サービスや共同通信社の「47行政ジャーナル」サービスへ継続して加入する。</p> <p>(2) 県内外の各種会議、研修会、取材等への参加</p> <p>広報活動に必要な各種会議等への参加、資料作成、取材等を行う。 (日常的に必要な事務費も含む)</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7754)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広告塔等活用広報事業	2,811	3,032	△221				2,811	
トータルコスト	4,400千円(前年度4,641千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	広告塔、電光掲示板への広報掲示等							
工程表の政策目標(指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							
事業内容の説明								
<p>事業の目的・概要</p> <p>県が設置している広告塔及び電光掲示板にお知らせ等を掲示する。</p> <p>(1) 広告塔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所 … 県内4箇所(県庁構内、JR鳥取・倉吉・米子駅前) ・所要経費 … 2,779千円(広告データデザイン作成、掲出作業) <p>(2) 電光掲示板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所 … 県庁構内 ・所要経費 … 32千円(天気予報情報を自動掲載するサービス利用料) 								
広報活動管理費	4,618	5,762	△1,144			(諸収入) 10	4,608	
トータルコスト	24,478千円(前年度25,877千円) [正職員:2.5人 非常勤:1.0人]							
主な業務内容	知事定例記者会見の会場設営・運営、会見録の作成、県政記者室への資料提供に係る業務等							
工程表の政策目標(指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							
事業内容の説明								
<p>事業の目的・概要</p> <p>県政記者室を通じたパブリシティ活動等を行う。</p> <p>(1) 知事定例記者会見</p> <p>会場設営準備、映像ライブ配信の実施運営、会見録のホームページ公開作業等を行う。</p> <p>(2) 県政記者室への資料提供、記者発表等</p> <p>庁内各所属から県政記者室へ提出される資料提供の確認等を行うほか、随時の記者会見の開催について県政記者会との連絡調整を行う。</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広 報 課 (内線: 7020)

3目 広報費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
インターネット広報費	10,650	9,077	1,573				10,650	
トータルコスト	28,127千円 (前年度28,387千円) [正職員: 2.2人]							
主な業務内容	県公式ホームページ「とりネット」の管理・運営							
工程表の政策目標 (指標)	「とりネット」の、利用者の立場に立った見やすく利用しやすい画面づくりと、迅速な情報更新							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県公式ホームページ「とりネット」を活用して、県政情報等を迅速、的確に発信する。

2 主な事業内容

事業名	事業内容
とりネット管理運営事業 (10,650千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・CMSの運営及び運用・研修・相談による各所属への指導・支援など ・専門性の高い改修作業や庁内からの高度な相談への対応業務の外部委託 ・自動翻訳サービスの利用 (新) 弱視のかた、視力の衰えたかた、漢字の読めないかた向けの音声読み上げサービスの導入
とりネットバナー広告事業	とりネットのトップページに企業等から申込みのあったバナー広告を掲載し財源涵養を図る。

※CMSとは「コンテンツマネジメントシステム (Contents Management System)」の略称

Webコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築したり編集したりするソフトウェアのこと。デジタルコンテンツの管理を行うシステムの総称。鳥取県ではCMSを平成18年に導入し「とりネットCMS」として運営している。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7020)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他 (諸収入)	一般財源	
ソーシャルメディア利 活用事業	3,316	3,077	239			10	3,306	
トータルコスト	8,082千円(前年度9,514千円) [正職員:0.6人 非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	ユーチューブ、ツイッター等、ソーシャルメディアを活用した情報発信							
工程表の政策目標(指標)	情報発信・収集手段として新しいサービスの活用							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内外への積極的な情報発信の実行と、県民と情報の共有を通じ、パートナー県政の実現を図ることを目的として、様々なソーシャルメディアを活用した「とっとり」の情報発信を行う。

2 主な事業内容

事業名	事業内容
とっとり動画ちゃんねる 運営事業 (3,316千円)	インターネット上(とりネット内)のポータルサイト「とっとり動画ちゃんねる」の運営。複数のチャンネルを設定し、職員が企画、取材、編集、出演する動画(番組)を定期的に配信する。(非常勤職員1名配置)
ツイッター・フェイスブ ック活用情報発信事業	ツイッター、フェイスブックなどのソーシャルメディアを活用し、鳥取県の情報をタイムリーに発信する。
ソーシャルメディア利用 促進事業	ソーシャルメディアの活用にあたり、リスク管理を図った上で、全庁的にソーシャルメディアを活用し、タイムリーに鳥取県の情報を発信することができるように研修を行う。

※ソーシャルメディア

今までのメディアと異なり双方向が特徴のメディア。ツイッターなどインターネットを利用して個人が情報発信することで利用者同士のつながりができ、発信された情報が広く拡散して影響力を持つようになっている。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7021)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)マルチメディア 対応広報コンテンツ制作事業	3,675	0	3,675				3,675	
トータルコスト	6,058千円(前年度0千円) [正職員:0.3人]							
主な業務内容	広報コンテンツ制作に係る各種調整事務等							
工程表の政策目標(指標)	各種広報媒体で効果的に情報発信する							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県政情報をお知らせする動画を、県内の広報コンテンツ制作事業者に制作委託し、テレビやインターネットなど複数メディアで発信する。</p> <p>インターネットでは、一部、ツイッター、フェイスブックページ等ソーシャルメディアも活用し、情報を拡散させるとともに、意見や反応等を確認する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 広報コンテンツの制作</p> <p>テレビ、インターネット等で発信するコンテンツ(動画)を共有化することとし、その制作について業務委託する。</p> <p>○委託先 県内の広報コンテンツ制作事業者</p> <p>○規格 30秒動画</p> <p>○内容 県政お知らせ情報(県民の方に広く周知する必要性が高いもの)</p> <p>○媒体 ・テレビ=スポットCM ・インターネット=とっとり動画ちゃんねる(YouTube)</p> <p>(2) ソーシャルメディアの活用</p> <p>ツイッター、フェイスブックを活用し、情報を拡散させるとともに、意見や反応を確認する。</p> <p>【参考】平成24年度事業棚卸しでの委員意見に従い、平成24年11月に「広報についての県民アンケート調査」を実施した。(対象:住民基本台帳からの無作為抽出3,500人)</p> <p>○調査結果から読み取れる県民の媒体性向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県政に「あまり関心がない」「まったく関心がない」と回答した層は「テレビスポットCM」の評価が、「関心がある」と回答した層に比べ高い傾向。 ・県政に「関心がない」と回答した層が、今後充実してほしい媒体としてあげたのは、県政広報媒体に限定すると「テレビスポットCM」が1番。 ・若年層を中心に携帯(スマホを含む)・パソコンの利用率自体はかなり高く、特にパソコンよりも携帯等で情報を入手する人の割合が高い。 <p>⇒ 県政に関心が低い層へ広報するためには、テレビスポットCMやインターネット(特に携帯端末)を活用することが必要不可欠</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

県民課(内線:7848)

1目 一般管理費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
草の根自治支援事業	1,178	1,178	0				1,178							
トータルコスト	6,739千円(前年度 10,029千円) [正職員:0.7人]													
主な業務内容	地方自治制度相談受付、啓発、情報提供													
工程表の政策目標(指標)	-													
事業内容の説明														
<p>地方自治制度に基づく自治活動を行う住民に対して、助言・情報提供を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>相談窓口業務</td> <td>住民による自治活動に関する相談対応</td> </tr> <tr> <td>普及啓発</td> <td>草の根自治レクチャー、地方自治出前授業 (地方自治の理念や制度の理解促進のための説明会、授業等)</td> </tr> <tr> <td>情報提供</td> <td>・県内外の自治活動の取組事例の収集、提供 ・市町村の取組を比較する指標をとりネット上で提供</td> </tr> </table>								相談窓口業務	住民による自治活動に関する相談対応	普及啓発	草の根自治レクチャー、地方自治出前授業 (地方自治の理念や制度の理解促進のための説明会、授業等)	情報提供	・県内外の自治活動の取組事例の収集、提供 ・市町村の取組を比較する指標をとりネット上で提供	
相談窓口業務	住民による自治活動に関する相談対応													
普及啓発	草の根自治レクチャー、地方自治出前授業 (地方自治の理念や制度の理解促進のための説明会、授業等)													
情報提供	・県内外の自治活動の取組事例の収集、提供 ・市町村の取組を比較する指標をとりネット上で提供													

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

県民課(内線:7752)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (諸収入)	一般財源	
総合受付等運営費	10,897	10,970	△73			113	10,784	
トータルコスト	18,841千円(前年度19,016千円) [正職員:1.0人、非常勤職員:3.6人]							
主な業務内容	総合受付、県政情報提供、県庁見学							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明	総合受付及び県民室情報コーナーの管理運営を行う。							
事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広聴実施事業(パブリックコメント、県政参画電子アンケート、出前説明会)	6,968	7,004	△36				6,968	
トータルコスト	14,118千円(前年度17,150千円) [正職員:0.9人、非常勤職員:0.4人]							
主な業務内容	庁内調整、意見聴取、県民説明、県民PR							
工程表の政策目標(指標)	意思決定過程への県民参画推進と施策反映							
事業内容の説明	<p>県政の様々な課題などについて県民の意向を確認し県政に反映するため、広く県民の意見を聴取するパブリックコメントや、事前に登録していただいた会員(約300名)の意見を聴取する電子アンケートを実施する。また、県職員が地域の集會等に出向いて県民の関心の高い県政課題などについて説明し、県民の意見を聴く出前説明会を実施する。</p>							
事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広聴機能充実事業	3,290	2,100	1,190				3,290	
トータルコスト	4,084千円(前年度2,100千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	庁内調整、意見聴取							
工程表の政策目標(指標)	意思決定過程への県民参画推進と施策反映							
事業内容の説明	<p>県施策に対する特定層(年代、居住地、性別等)の県民意識の把握手法を充実するため、住民基本台帳を利用した無作為抽出方式やWebを利用した民間リサーチ方式によるアンケートを行う体制を整備する。</p>							

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

県民課(内線:7025)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県民の声推進費	4,210	4,197	13			11	4,199	
トータルコスト	36,780千円(前年度64,113千円) [正職員:4.1人、非常勤職員:1.0人]							
主な業務内容	提言等受付、庁内調整、県民PR							
工程表の政策目標(指標)	意思決定過程への県民参画推進と施策反映							
事業内容の説明	<p>県民から寄せられる県政に関する意見・提言等を「県民の声」として受けとめ、迅速に対応・公表するとともに、予算化や施策反映を行う。</p> <p>また、県及び職員に対する不当要求行為等に組織的に対応するため、庁内への助言・研修を行う。</p> <p>・非常勤職員の配置(不当要求行為等対策専門員)2,686千円</p>							

2款 総務費

1項 総務管理費

県民課(内線:7753)

4目 文書費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
情報公開・個人情報保護制度実施事業	1,020	1,032	△12			230	790	
トータルコスト	16,908千円(前年度30,613千円) [正職員:2.0人]							
主な業務内容	開示請求受付、開示決定審査、審議会運営、各種制度の相談・協議・指導等							
工程表の政策目標(指標)	県民参画の基本となる県行政の情報公開の徹底							
事業内容の説明	<p>1 事業の目的・概要 情報公開・個人情報保護・行政手続制度の運用により、県政の透明性の確保、個人の権利利益の保護を図る。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 情報公開・個人情報開示請求の受付、開示決定等。 (2) 開示決定等への不服申立て等の審議。 (3) 研修会の開催等による制度の周知徹底。</p>							

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

県民課(内線:7761)

1目 一般管理費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(廃止) 鳥取県民参画基本条 例(仮称)制定事業	0	6,104	△6,104					
トータルコスト	0千円(前年度 22,196千円)							
事業内容の説明 検討作業終了のため廃止。								

平成25年度 一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
1項 総務管理費
3目 広報費

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

県民課 (内線: 7848)
鳥取力創造課 (内線: 7071)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)協働提案・連携推進事業	県民課	960	0	960			(繰入金) 900	60
	鳥取力創造課	8,083	0	8,083			(繰入金) 6,000	2,083
	計	9,043	0	9,043			6,900	2,143
トータルコスト	13,015千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.5人役] (内訳: 県民課960千円・鳥取力創造課12,055千円)							
主な業務内容	事業実施に係る提案募集、審査会の運営、研修の実施、各種調整、委託事務の実施							
工程表の政策目標(指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							

事業内容の説明

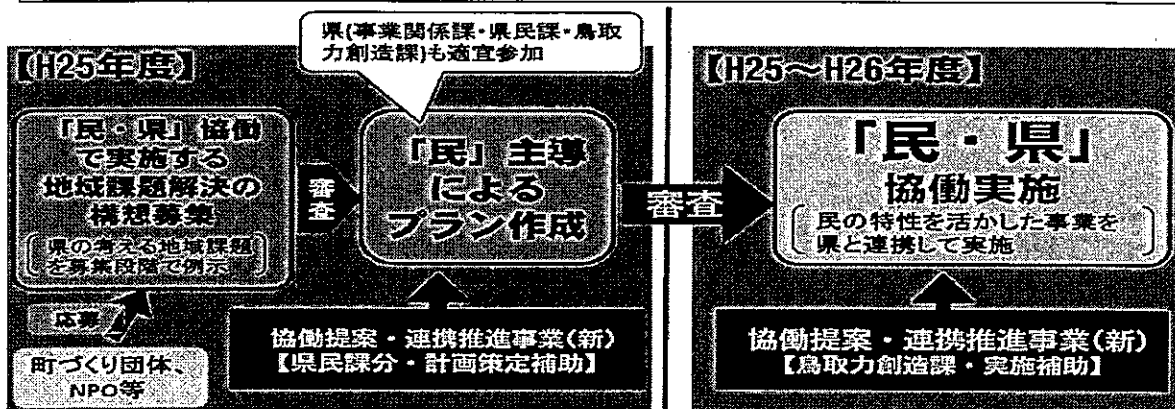
1 事業の目的・概要

- ・ 地域課題解決のため、「民」と「官」が協働で実施することが適当な事業について、事業計画から事業実施までを民間主導のもと官民協働により実施するための経費を支援し、県民参画及び協働のモデルを創出する。
- ・ 主に行政職員向けの協働推進ガイドライン(平成15年策定、平成20年改訂)を改訂し、地域づくり活動に係る内容も加えて、活動者も利用できるガイドラインとして「鳥取力創造ガイドライン(仮称)」を策定する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	予算額	内容
協働提案・連携推進事業 (計画策定補助) 【県民課実施】	960	県と協働で主導的に地域課題解決に取り組む団体に対し、事業テーマを公募し、採択された事業の実施計画の策定に係る経費を支援する。 ○補助金額: 上限30万円(補助率10/10)、3件 ○実施時期: 平成25年度
協働提案・連携推進事業 (事業実施補助) 【鳥取力創造課実施】	7,321	上記事業により協働で策定された計画の実行可能性等を審査し、採択された事業の実施に係る経費を支援する ○補助金額: 上限200万円(補助率10/10)、3件 ○実施時期: 平成25~26年度(債務負担行為)
鳥取力創造ガイドラインの設置 【鳥取力創造課実施】	762	有識者を含めた会議で検討し、鳥取力創造ガイドライン(仮称)を策定する。
合計	9,043	



3 これまでの取組状況、改善点

地域課題が多様化する一方、知識・ノウハウを持つNPOは増加しており、官民それぞれの特性を持ち寄り、相乗効果を発揮することで地域課題の解決が可能となる。

これまでの官民協働事業では、事業実施段階（川下）の支援のみで、計画段階（川上）での支援は行っていない。

県民参画を一層充実させ、地域課題の解決を図るために川上から川下まで県民が主体的に関わることができるよう支援を行う。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
2目 計画調査費

鳥取力創造課 (内線: 7248)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取力創造運動推進事業	73,825	319,728	△245,903			(財産収入) 29,424 (繰入金) 30,527 (雑入) 7	13,867	
トータルコスト	100,835千円(前年度347,085千円) [正職員: 3.4人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	鳥取力創造運動を推進するため、県民機運の醸成、地域活動の活性化に向けた取組、県庁の推進体制の整備を行う。							
工程表の政策目標(指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。(鳥取力実践団体の登録: 平成26年度末200団体)							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 「みんなで やらいや 未来づくり」パートナー県政の実現に向け、県民、NPO、住民団体、事業者などの様々な主体が連携し、地域の特性を活かした魅力ある地域づくりに取り組む活動の支援や機運の醸成、ネットワークづくりや人材育成などに取り組み、鳥取力創造運動を推進する。								
2 主な事業内容								
(1) 活動のサポート (鳥取力創造運動支援補助金) (単位: 千円)								
区 分	予算額	内 容						
スタートアップ型 (新規分)	7,500	地域づくり活動に意欲のある団体に対し、新たな取組や事業の拡充などの活動を公募し、採択された事業の初期費用に対し支援 ○補助金額: 上限10万円(補助率10/10)、75件程度						
スタートアップ型 (継続分)	3,000	地域づくり活動を継続的に実施する団体に対し、着手間もない取組を継続していくための活動を公募し、採択された事業に対し支援(過去スタートアップ型(新規)を採択した事業が対象) (最大2年間) ○補助金額: 上限10万円(補助率3/4)、30件程度						
発展型	8,000	地域づくり活動に意欲のある活動団体が行う発展型の取組で、他のモデルとなり地域の活性化に寄与する活動を公募し、採択された事業に対し支援 ○補助金額: 上限100万円(補助率3/4)、8件程度						
(新) 市町村連携コース	2,000	発展型の取組で、複数の市町村と協働・連携して成果を生み出す活動を公募し、採択された事業に対し支援 ○補助金額: 上限100万円(補助率3/4)、2件程度 ○実施時期: 平成25年度～26年度(債務負担行為)						
ネットワーク型	8,000	複数の活動団体が協力・連携(ネットワーク化)して新たな成果を生み出す活動を公募し、採択された事業に対し支援 ○補助金額: 上限200万円(補助率3/4)、4件程度						
(新) 市町村連携コース	2,000	ネットワーク型の取組で、複数の市町村と協働・連携して成果を生み出す活動を公募し、採択された事業に対し支援 ○補助金額: 上限200万円(補助率3/4)、1件程度 ○実施時期: 平成25年度～26年度(債務負担行為)						
ビジネスモデル創 出型 (平成25年度の新規 採択はなし)	20,000	地域活性化に資する取組みで、継続的に収入の得られる仕組み(ビジネスモデル)を確立する活動を公募し、採択された事業に対し支援(活動を実施するために雇用する人材の人件費も対象とする) ○補助金額: 上限500万円 ※人件費上限300万円 (補助率: 事業費部分3/4、人件費部分10/10)、4件程度 ○事業実施期間: 平成24年度～平成25年度の2年間 (※新規採択は平成24年度限りとして、1年目の補助率3/4は2年目に2/3に低減)						
審査会経費	1,661	鳥取力創造運動支援補助金の審査会及び地域づくり活動のフォローを行うために要する経費						
合 計	52,161							

(2) ネットワークづくり・情報発信

(単位：千円)

区 分	予算額	内 容
鳥取力実践団体登録制度	1,801	鳥取力創造運動に取り組む活動団体等を幅広く募集し、県が鳥取力実践団体として登録し、主体的にネットワークづくりを行う ○登録団体の活動状況をサイト上でPR ○活動団体間の交流の場の設定
鳥取力創造運動活動表彰	430	自薦、他薦を問わず、鳥取力創造運動に取り組む個人、活動団体、企業等を県で募集し、審査の上で表彰 ○最優秀賞(1)、優秀賞(5) ○外部審査員を含む審査会により決定
鳥取力創造運動PR	3,000	マスコミとのタイアップによる活動団体と活動内容の発信
鳥取力創造まつり	2,000	鳥取力創造運動の機運を醸成し盛り上げる鳥取力創造まつりを実施 ○鳥取力創造フォーラムの開催 ○鳥取力創造運動活動表彰の公開コンテスト及び表彰式 ○活動団体による活動PRブースの設置、交流会の実施
(新)鳥取力創造運動活動事例集の発行	3,234	鳥取力創造運動の先進・成功事例等を事例集として取りまとめて発行し、活動団体等への啓発を実施
(新)情報提供強化	0 (人件費のみ)	まちづくり事業を県で集約し、月1回程度まとめて報道機関等へ情報提供
合 計	10,465	

(3) 鳥取力創造キャビネット

(単位：千円)

区 分	予算額	内 容
鳥取力創造キャビネット	492	○鳥取力創造運動の推進、展開方法を検討(年2回程度) ○委員:16名程度(活動団体、支援組織、マスコミ等)

(4) 基金積立金・標準事務費

(単位：千円)

区 分	予算額	内 容
基金積立金	7,790	○運用益の積み立て 7,790千円 〔参考〕平成24年度新規積み立て 250,000千円 ※(財)とっとり地域連携・総合研究センターからの寄附金
標準事務費	2,917	
合 計	10,707	

3 これまでの取組状況、改善点

(1) 取組状況

- 鳥取力創造運動支援補助金において、多様な地域づくり活動を支援した。
- マスコミとのタイアップにより活動団体と活動内容の情報発信を行った。
- 鳥取力実践団体登録制度では、232団体(1月31日現在)の登録を行うとともに、各登録団体の活動内容を鳥取力サイトに掲載し、情報発信や活動団体間の交流を促進した。
- 鳥取力創造まつりにおいて、様々な実践活動を紹介し活動団体同士のネットワーク形成を図るとともに、多くの人の地域づくり活動への参加を促した。
- 鳥取力創造運動活動表彰制度において、県内の優良事業の表彰を行った。

(2) 改善点

- 鳥取力創造運動の更なる展開、持続可能な活動の創出及び市町村と連携した取組を促進するため、鳥取力創造運動支援補助金の発展型及びネットワーク型に新たに市町村連携コースを設ける。
- 鳥取力創造運動の先進・成功事例をまとめた事例集を発行し、鳥取力創造運動の普及啓発、全県的底上げを図っていく。
- 各団体の行うまちづくり事業の取組みを県でまとめて情報提供し、全県的な発信の強化を図る。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課（内線：7248）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入金)	一般財源	
鳥取方式の芝生化促進事業	18,177	23,609	△5,432	0	0	17,917	260	
トータルコスト	26,121千円（前年度 31,655千円）[正職員：1.0人]							
主な業務内容	NPOとの連携、庁内関係課との連絡調整、普及啓発、支援事業の実施							
工程表の政策目標（指標）	幼稚園・保育所・小学校の園庭・校庭の鳥取方式による芝生化を推進する。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
子どもたちが自由に運動したり、遊んだりする保育所・幼稚園の園庭、小学校の校庭の芝生化について、NPO等の様々な主体と連携しながら拡大を図る。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	予算額	内容						
県民等への情報発信、普及啓発	729	○芝生化啓発パンフレットの改訂版制作 ○鳥取方式の芝生化を促進するイベント（芝生化現地視察、事例発表、パネルディスカッション等）の開催						
芝生化の支援	16,225	○保育所・幼稚園の園庭芝生化への支援 ①1,000×5園=5,000千円 ○小学校校庭芝生化モデル校への支援 ②500/m ² ×3校×7,000m ² （校庭平均面積） =10,500千円 ○芝生化に取り組む保育所・幼稚園及び小学校への指導助言 725千円						
プロジェクトチームでの部局横断的な芝生化の促進	600	庁内関係課に加え鳥取方式の芝生化を促進するNPOをアドバイザーとして迎えたプロジェクトチームで、部局横断的に芝生化に取り組む。						
県施設の芝生化の積極的な検討	363	県施設での芝生化に取り組むため、初期投資費用、維持管理費を含めて最適な芝生の導入手法を検討する。						
標準事務費	260							
合計	18,177							

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課（内線：7071）

2目 計画調査費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (繰入金)	一般財源	
ボランティア・ 県民活動推進事業	69,788	9,772	60,016			65,207	4,581	
トータルコスト	88,059千円（前年度 32,301千円） [正職員：2.3人]							
主な業務内容	一般財団法人設立支援、委託業務の実施、ボランティア・市民活動推進PTの開催							
工程表の政策目標（指標）	総合ボランティアバンクを開設するほか、県民のボランティア参加やNPO、自治組織等の支援体制を構築し、県民参画による活動を推進する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県民参画による県政推進のため、県民等との協働による地域の諸課題への取組みを促進する体制を整備する（一般財団法人を設立し、公益財団法人を目指す）。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予 算 額	内 容
「鳥取県ボランティア・市民活動支援センター」（仮称）への委託	65,207 (東部・西部支部含む)	<p><センターの概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○所在地：倉吉市を予定 ○事務局人員：6名（常勤5名、非常勤1名） ○支援部門：ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動 ○東部・西部に支部を設置し、相談業務等を実施。（NPO法人等へ委託） ○スケジュール <ul style="list-style-type: none"> ・H25.4月～8月、任意団体として設立の上、事業委託 ・H25.秋 任意団体を一般財団法人に移行予定 <p><センターへの委託内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動に係る各種相談に対応 <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口（東・中・西部）、地域づくりコーディネーター（仮称）の派遣 ○各種団体の活動基盤強化のための講座、研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・人材養成研修（6回）、団体の運営・活動のための各種講座（8回）、各種団体への講師派遣等 ○各団体間や異分野団体とのネットワーク・連携の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・交流会等（19回）、円卓会議（5回）、フォーラム（1回）、県外研修視察助成等 ○ホームページ、メーリングリスト、情報誌等を用いた団体や活動の情報の収集と発信
一般財団法人への出えん	3,000	一般財団法人の設立に必要な額を県から出えんする。
その他事業	1,493	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取カサイト（ボランティア総合情報サイト含む）の管理（794千円） ○東部・西部支部委託団体の審査（183千円） ○ボランティア・市民活動推進PTの開催（516千円）
標準事務費	88	
合 計	69,788	

3 これまでの取組状況、改善点

○未来づくり推進本部に23年度設置したボランティアシステム検討プロジェクトチームを、24年度は「ボランティア・市民活動推進プロジェクトチーム」へ発展させた上で、3つのワーキンググループを設置し、より具体的な機能等について検討を行った。

①総合ボランティアバンク検討ワーキンググループ（機能拡充部分）

②総合ボランティアセンター検討ワーキンググループ

③市民活動センター検討ワーキンググループ

【検討スケジュール】

・プロジェクトチーム：年2回開催

・各ワーキンググループ：年2～5回開催

○上記の検討を踏まえ、「鳥取県ボランティア・市民活動支援センター」（仮称）の体制・事業計画案をとりまとめた。

○「鳥取カサイト」を改修し、平成24年8月30日に公開するとともに、鳥取カサイト内にボランティア総合情報サイト「ボランとり」を開設し、各種情報の集約・発信の強化を図り、さらに機能拡充を行った。

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課 (内線: 7071)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考
				国庫支出	起債	その他	
とっとり県民の日 総合推進事業	1,957	1,676	281			1,957	
トータルコスト	6,723千円 (前年度5,699千円) [正職員: 0.6人]						
主な業務内容	小学生向け小冊子の作成、県民の日広報企画、関連事業での周知・認知度向上、施設無料開放協力の呼びかけ						
工程表の政策目標 (指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

9月12日の「とっとり県民の日」を中心として、県民が鳥取県についてもっとよく知り、ふるさと鳥取に愛着を持つようにするとともに、鳥取の誇りを醸成して、県民の一体感を高めるよう各種事業を展開する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

内 容	予 算 額
(1) 小学生向けのわかりやすい小冊子の作成、配布	1,957
(2) 大規模イベントを活用したPR活動の展開	
(3) 各種機関・団体・企業と連携した周知活動の展開	
(4) 各種媒体による広報展開 (新聞ほか各種広報等)	
(5) 体育施設・観光施設等の無料開放・減免	

新しい公共支援事業	2,864	74,489	△71,625			(繰入金) 2,689 (財産収入) 175	
トータルコスト	9,219千円 (前年度82,535千円) [正職員: 0.8人]						
主な業務内容	運営委員会の開催、報告書作成、内閣府との連絡調整						
工程表の政策目標 (指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地域の諸課題解決を図るための社会的活動について自発的・主体的に参加する県民、NPO、企業など、いわゆる「新しい公共」の担い手たちの活動を後押しすることにより、NPO等の自立的活動の機運を醸成しながら、その拡大と定着を図る。(モデル事業・基盤整備事業など主な事業は平成24年度で終了)

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	予 算 額	内 容
運営委員会の開催等	681	平成23～24年度に実施した事業の報告を行い、運営委員から事業に対する評価を受ける。
報告書作成、広報、その他事務費	2,183	事業の成果等を県内外に広くPRし、事業に対する理解を深めるため、報告書を作成するとともに、各種媒体を用いた広報活動を行う。
合 計	2,864	

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課 (内線: 7070)

1目 企画総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
NPO活動基盤支援事業	2,749	6,129	△3,380				2,749	
トータルコスト	26,581千円 (前年度 26,244千円) [正職員: 3.0人]							
主な業務内容	補助金の交付、イベント・助成金の情報発信							
工程表の政策目標指標	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
NPO等が活動しやすい環境を整備することにより、活力ある鳥取県づくりにつなげる。								
県民に対して広くNPO等の活動に関する情報提供及び啓発を行うとともに、NPO等の情報発信・情報収集を支援し、非営利公益活動の促進を図る。								
2 主な事業内容 (単位: 千円)								
区分	予算額	内 容						
広報補助金	1,400	NPOが自らの団体の認知度を上げるために行う広報活動に対して、補助金を交付。(10万円(上限)×14団体程度)						
イベント・助成金の情報発信	-	NPO等の活動を支援するため、各種の助成金情報を配信するとともに、県の事業等に関する情報をホームページや電子メール等により提供する。						
NPO法施行事務	20	ア NPO法に基づくNPO法人の設立認証・認定 イ 市民活動担当課長中国・四国ブロック会議等への参加 ウ NPO法人設立の手引き、マニュアル等の作成 エ NPO法人データベースの整備						
NPO法人設立説明会	20	NPO法人制度、法人設立・運営に係る説明会を実施する。						
NPO支援情報の収集	50	日本NPOセンターの会員となり、NPO支援情報の収集、交流を行う。						
協働提案サポートデスク	0	NPO等からの協働に係る提案を受け付ける窓口を継続して設置し、提案の事業化にともに取り組む。						
標準事務費	1,259	職員旅費、需用費等						
合計	2,749							
※NPO法人支援事業を統合								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

鳥取力創造課（内線：7070）

1目 企画総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取・島根広域連携協働事業	2,686	2,686	0				2,686	
トータルコスト	5,864千円（前年度3,491千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	事業実施に係る各種調整、提案募集、審査会の運営、研修の実施							
工程表の政策目標（指標）	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取・島根両県共通の地域課題に対して、NPO等の発想力と実行力を生かした事業提案を基に、広域連携協働事業を実施し、その解決を図る。

また、この取組を通し、両県の行政・民間の相互間の連携を促進し、県境を越えたネットワークの拡大と官民協働の地域づくりを促進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
鳥取・島根広域連携協働事業（助成）	2,000	「鳥取・島根の広域連携」をテーマとする両県のNPO等と行政が連携して行う協働事業の提案を募集し、選考の上、当該事業に対して助成する。 （1）応募の条件 ・両県共通の地域課題の解決に資する提案であること。 ・両県の団体（NPO法人又は住民グループ）の共同提案であること。 ・両県の事業担当課と事前に協議し、双方で合意形成が図られた提案であること。 （2）事業採択 選考は、両県の審査員による公開審査（プレゼンテーションあり）で行い、事業を採択（1事業）。 （3）助成額と執行 ・事業実施に必要な経費に対し400万円を上限に助成（各県200万円ずつ） ・予算執行は提案に係る事業担当課が行う。
審査会・研修会等経費	216	・両県合同説明会 ・提案を選考する審査会 ・事業効果を高めるために実施する研修会 ・募集チラシ作成 ほか
標準事務費	470	
合 計	2,686	

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

2 項 企画費

鳥取力創造課 (内線: 7070)

2 目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
ガイナール鳥取と連携した地域づくり推進事業	6,053	8,814	△2,761			5,753	300	
トータルコスト	10,025千円 (前年度12,837千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	委託事務の実施							
工程表の政策目標(指標)	多様な活動を行う様々な主体が自主的かつ連携して地域づくりに取り組む社会を実現する。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県がガイナール鳥取との間で締結した包括連携協定に基づき、県民がガイナール鳥取の選手とふれ合い、相互理解と親近感の醸成を進める場を設けることにより、ガイナール鳥取を鳥取の誇りと感じてもらいつつ、充実した県民生活や地域の活性化を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	予 算	内 容
鳥取方式の芝生化とスポーツを通じた地域づくり事業	5,753	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての地域住民の方を対象に、体を動かして楽しめるいろいろな遊び、スポーツを開催する。 ・事業と並行して鳥取方式の芝生化の魅力を感じてもらうことで、芝生化の理解促進を図る。 (東部地区、中部地区、西部地区でそれぞれ開催。) ・ガイナール鳥取が自治会、地域づくり団体、幼稚園等へ訪問し、協働して地域イベント等に取り組み、その上で地域の子どもたちと体を動かしながら触れ合う。 (年間50回程度実施を予定。) 委託先: 株式会社SC鳥取
標準事務費	300	
合 計	6,053	

平成25年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費
1項 労政費
1目 労政総務費

鳥取力創造課（内線：7070）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
シルバー人材センター活性化事業	8,668	8,361	307				8,668	
トータルコスト	10,257千円（前年度 9,970千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	申請書の審査・補助金の支払い、団体指導、公益認定等業務							
工程表の政策目標（指標）								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 高齢者の仕事を通じた生きがいづくり、活力ある地域社会づくりに重要な役割を果たすシルバー人材センターを支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会に対する助成 安全就業研修会や就業開拓事業等を実施する（社）鳥取県シルバー人材センター連合会に対し、助成を行う。（8,642千円）</p> <p>(2) シルバー人材センターに対する助言指導等（26千円）</p>								

平成25年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費
 2項 企画費
 2目 計画調査費

鳥取力創造課（内線：7594）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(廃止) 地域づくり活動推進事業	0	9,278	△9,278					
トータルコスト	0千円（前年度10,083千円）							
事業内容の説明 ボランティア活動、NPO活動、地域づくり活動を総合的に支援する体制を整備することに伴い廃止。								
(廃止) 第30回地域づくり団体全国研修交流会鳥取大会運営事業	0	5,114	△5,114					
トータルコスト	0千円（前年度9,137千円）							
事業内容の説明 平成24年度限りの事業のため廃止。								

平成25年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (未来づくり推進局)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費									
	うち未来づくり推進局									
	1項 総務管理費						2項 企画費			
	1目 一般管理費	3目 広報費	4目 文書費	1目 企画総務費	2目 計画調査費					
1 報 酬	497,437	24,878	19,355	2,126	16,635	594	5,523	2,300	3,223	
2 給 料	2,887,560	191,412	191,412	191,412						
3 職員手当等	4,351,497	96,460	96,460	96,460						
4 共 済 費	1,126,780	73,871	73,139	70,533	2,606		732	244	488	
5 災 害 補 償 費	500									
6 恩給及び退職年金	28,690									
7 賃 金	33,195									
8 報 償 費	208,454	7,824	2,413		2,413		5,411	115	5,296	
9 旅 費	227,083	17,486	4,671	1,300	3,155	216	12,815	5,061	7,754	
費用弁償	18,018	2,415	455		355	100	1,960	1,332	628	
普通旅費	160,442	10,286	3,371	1,300	1,957	114	6,915	3,666	3,249	
特別旅費	48,623	4,785	845		843	2	3,940	63	3,877	
10 交 際 費	3,750									
11 需 用 費	603,843	50,070	43,065	2,250	40,695	120	7,005	1,862	5,143	
12 役 務 費	546,355	153,710	146,820	2,895	143,923	2	6,880	3,710	3,180	
13 委 託 料	3,424,816	208,399	122,544		122,544		85,855	2,193	83,662	
14 使用料及び賃借料	583,393	12,843	8,711	760	7,931	20	4,132	2,666	1,466	
15 工 事 請 負 費	608,683									
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費										
18 備 品 購 入 費	316,510	236	236		236					
19 負担金、補助及び交付金	7,679,010	134,532	25,722	68	25,586	68	108,810	35,760	73,050	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金	150,000									
22 補償、補填及び賠償金	2,000									
23 償還金、利子及び割引料	189,300									
24 投資及び出資金	3,000	3,000					3,000		3,000	
25 積 立 金	225,428	7,965					7,965		7,965	
26 寄 付 金										
27 公 課 費	297									
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	23,697,581	982,686	734,548	367,804	365,724	1,020	248,138	53,911	194,227	
財 源										
内 国庫支出金	2,118,794									
地方債	323,000									
その他	1,437,511	159,201	1,488	10	1,248	230	157,713	7	157,706	
訳 一般財源	19,818,276	823,485	733,060	367,794	364,476	790	90,425	53,904	36,521	

平成25年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書 (未来づくり推進局)

(単位: 千円)

節 目	款 項 目	5款 労働費				未来づくり 推進局 計
		うち未来づくり推進局				
		1項 労政費			未来づくり 推進局 計	
		1目 労政総務費				
1	報酬	355,718				24,878
2	給料	169,326				191,412
3	職員手当等	86,619				96,460
4	共済費	117,647				73,871
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	賃金	24,060				
8	報償費	559,761				7,824
9	旅費	22,918				17,486
	費用弁償	12,791				2,415
	普通旅費	6,227				10,286
	特別旅費	3,900				4,785
10	交際費	50				
11	需用費	45,881	26	26	26	50,096
12	役務費	16,528				153,710
13	委託料	1,690,593				208,399
14	使用料及び賃借料	59,260				12,843
15	工事請負費					
16	原材料費					
17	公有財産購入費					
18	備品購入費	1,264				236
19	食糧金、補助及び交付金	1,106,384	8,642	8,642	8,642	143,174
20	扶助費	303				
21	貸付金					
22	補償、補填及び賠償金					
23	償還金、利子及び割引料					
24	投資及び出資金					3,000
25	積立金	9,299				7,965
26	寄付金					
27	公課費	51				
28	繰出金	5,292				
	予備費					
	計	4,270,954	8,668	8,668	8,668	991,354
財 源 内	国庫支出金	422,444				
	地方債					
	その他	2,663,782				159,201
訳	一般財源	1,184,728	8,668	8,668	8,668	832,153

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
2款 総務費	
1項 総務管理費	
1目 一般管理費	
報酬	非常勤職員 1人
給料	一般職員 52人
負担金、補助及び交付金	研修受講負担金 68
3目 広報費	
報酬	非常勤職員 8人
負担金、補助及び交付金	鳥取県広報連絡協議会運営事業補助金 24,686
	協働提案・連携推進事業 事業計画補助 900
4目 文書費	
報酬	情報公開審議会委員 5人
	個人情報保護審議会委員 5人
負担金、補助及び交付金	情報公開をめぐる法実務参加負担金 34
	個人情報保護法の現状と対応案参加負担金 34
2項 企画費	
1目 企画総務費	
報酬	非常勤職員 1人
	県政アドバイザースタッフ 25人
負担金、補助及び交付金	全国知事会負担金 7,898
	中国地方知事会負担金 1,082
	近畿ブロック知事会負担金 250
	分権型政策制度研究センター負担金 400
	関西地域振興財団(大阪湾ベイエリア開発推進機構)負担金 1,750
	関西広域連合負担金 22,930
	非営利公益活動広報補助金 1,400
	日本NPOセンター会費 50
2目 計画調査費	
報酬	非常勤職員 2人
	県政顧問 11人
負担金、補助及び交付金	中国地方総合研究センター負担金 450
	日本海沿岸地帯振興連盟負担金 600
	鳥取力創造運動支援補助金 50,500
	協働提案・連携推進補助金 6,000
	保育所・幼稚園の園庭芝生化補助金 5,000
	小学校校庭芝生化モデル創出補助金 10,500
積立金	鳥取力創造運動推進基金積立金 7,790
	鳥取力創造運動推進基金積立金(新公共) 175
5款 労働費	
1項 労政費	
1目 労政総務費	
負担金、補助及び交付金	(社)鳥取県シルバー人材センター連合会運営費補助金 8,642

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	特 定 財 源	特 定 財 源	一般財源
鳥取力創造運動支援補助	千円 補助金総額4,000千円を限度として、平成25年度に交付決定した額から平成25年度に交付した額を差し引いた額		千円		千円	国庫支出金	地方債	その他	千円
協働提案・連携推進事業補助	千円 補助金総額6,000千円を限度として、平成25年度に交付決定した額から平成25年度に交付した額を差し引いた額			平成26年度	限度額に同じ				限度額に同じ
				平成26年度	限度額に同じ				限度額に同じ

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	特 定 財 源	特 定 財 源	一般財源
平成21年度 とりネットGMSサーバー貸借料及び運用管理委託	千円 21,774	平成22年度から 平成24年度まで	12,504	平成25年度から 平成26年度まで	9,270	国庫支出金	地方債	その他	千円
									9,270

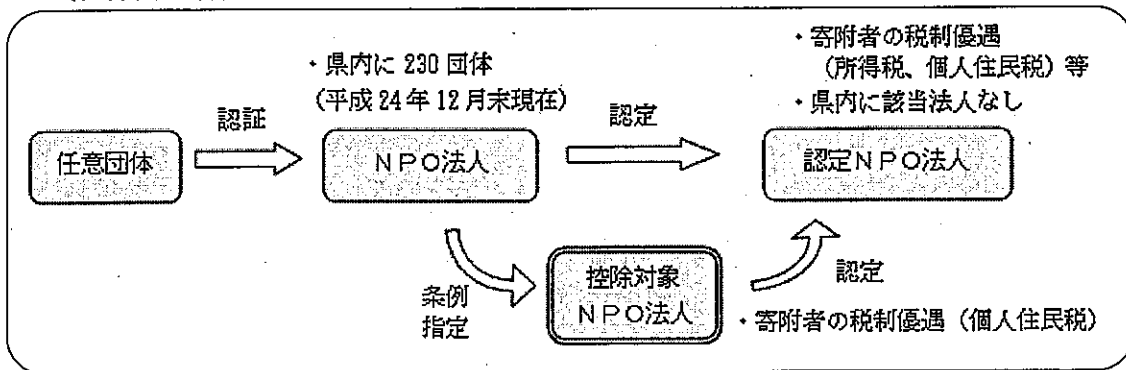
条例名等
提出理由及び概要

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の設定について

1 提出理由

県民の寄附等によって支えられる公益性の高い特定非営利活動法人を税制面で支援し、その活動の促進や県民による寄附の促進を図るため、寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人（以下「控除対象特定非営利活動法人」という。）を条例で指定するための基準、指定の手続等に関して必要な事項を定める。

＜控除対象特定非営利活動法人と特定非営利活動法人の相関イメージ＞



2 概要

(1) 目的

この条例は、控除対象特定非営利活動法人の指定手続及びその適正な運営を確保するための措置等について定めることにより、控除対象特定非営利活動法人に対する寄附を促進し、その発展に資することを目的とする。

(2) 指定手続の申出

指定手続を受けようとする特定非営利活動法人は、指定手続を行う基準に適合する旨を説明する書類等を添えて知事に申出をしなければならない。

(3) 指定手続を行う基準

知事は、申出をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定手続を行うものとする。

ア 県内に事務所を有し、かつ、県内において事業を行っていること。

イ 事業内容が適切であるものとして、次のいずれかに該当すること。

(ア) 実績判定期間において行った事業が「新たな時代の扉を開く」「様々な活動等をつなげる」「環境、生活等を守る」「歴史、自然、文化等を楽しむ」「互いに支え合う」「人を育む」活動のいずれかを推進するものである

(イ) 実績判定期間において、地縁団体、市町村又は県からの表彰を受け、又はこれらの者と協力して事業を行った

ウ 広く県民等からの支援を受けているものとして、実績判定期間において次のいずれかに該当すること。

(ア) 年1,000円以上の金額を寄附する寄附者（県民1人以上を含む）が年平均50人以上

(イ) 年平均50人以上のボランティア（県民1人以上を含む）による支援を受けている

エ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を法人の事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合にはこれを閲覧させていること。

オ 法人の活動状況を、会報紙、ホームページへの掲載等により年2回以上公開していること。

カ 法令や条例に違反し、又は不正の行為を行うなど、公益に反する事実がないこと。

キ 申出の直前に終了した事業年度の末日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

県内の市町村において控除対象特定非営利活動法人として定められている特定非営利活動法人が上記基準に適合するものと同等と認めるときは、上記基準に適合するものとみなす。

(4) 指定の通知等

知事は、指定手続を完了したときはその旨を、申出をした特定非営利活動法人に対し書面で通知するとともに、インターネット等により周知しなければならない。

(5) 有効期間及び更新

控除対象特定非営利活動法人は、指定の日から5年を経過したときは、控除対象特定非営利活動法人でなくなるものとする。ただし、有効期間の更新を妨げない。

(6) 変更の届出等

控除対象特定非営利活動法人は、役員名簿、定款その他控除対象特定非営利活動法人に関する事項に変更があったときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(7) 書類の備置き等

控除対象特定非営利活動法人は、申出書の添付書類及び役員報酬規程等について主たる事務所及び県内の事務所に備え置くとともに、請求に応じて閲覧させなければならない。

(8) 役員報酬規程等の提出、公開

ア 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度1回、事業報告書等、役員報酬規程等を知事に提出しなければならない。

イ 知事は、控除対象特定非営利活動法人に係る事業報告書、役員報酬規程等について、請求に応じて閲覧又は謄写させなければならない。

(9) 解散、合併

ア 控除対象特定非営利活動法人が解散したときは、その清算人は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

イ 控除対象特定非営利活動法人は、控除対象特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(10) 監督

ア 知事は、控除対象特定非営利活動法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況等に関し報告をさせ、又は当該法人の業務等を検査することができる。

イ 知事は、控除対象特定非営利活動法人について、必要書類の不提出ほか取消事由に該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

ウ 知事は、控除対象特定非営利活動法人が一定の取消事由に該当するときは、指定取消の手続を行わなければならない。

(11) 罰則

指定手続の申出に関し虚偽の申出をしたとき等の場合においては、控除対象特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、5万円以下の過料に処する。

3 施行期日等

(1) 施行期日は、公布の日とする。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

(3) 知事は、平成29年度末を目途として、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定手続（第3条－第7条）
- 第3章 控除対象特定非営利活動法人（第8条－第16条）
- 第4章 雑則（第17条－第19条）
- 第5章 罰則（第20条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、控除対象特定非営利活動法人の指定手続及びその適正な運営を確保するための措置等について定めることにより、控除対象特定非営利活動法人に対する寄附を促進し、その発展に資することを目的とする。

（定義）

- 第2条 この条例において「控除対象特定非営利活動法人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第3項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。
- 2 この条例において「指定手続」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）を控除対象特定非営利活動法人として条例で定めるための手続をいう。
- 3 この条例において「実績判定期間」とは、地方税法第37条の2第3項の申出（以下「申出」という。）の直前に終了した事業年度の末日（申出をする特定非営利活動法人が希望する場合にあっては、同日から申出の日までの間で当該特定非営利活動法人が選んだ日。以下「基準日」という。）以前5年（控除対象特定非営利活動法人となったことのない特定非営利活動法人にあっては、2年。以下この項において同じ。）内に終了した事業年度のうち最も早い事業年度の初日（その日が基準日の5年前の日以前である場合にあっては、基準日の5年前の日の翌日）から基準日までの期間をいう。
- 4 この条例において「判定基準寄附者」とは、各事業年度（基準日が事業年度の末日以外の日である場合にあっては、基準日を起点として遡る各年。次項及び第4条において同じ。）の寄附金（寄附者の氏名又は名称及び住所が明らかなものに限る。）の総額（寄附者が個人である場合にあっては、その者と生計を一にする者からの寄附金を加算した金額）が1,000円以上である寄附者をいう。ただし、申出をする特定非営利活動法人の役員及びその者と生計を一にする者を除く。
- 5 この条例において「判定基準活動者」とは、各事業年度において申出をする特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に対し無償で労力を提供した者（氏名及び住所が明らかな者に限る。）をいう。ただし、当該特定非営利活動法人の役員、社員及び職員並びにこれらの者と生計を一にする者を除く。
- 6 この条例において「指定取消の手続」とは、特定非営利活動法人を控除対象特定非営利活動法人でなくする条例を定めるための手続をいう。

第2章 指定手続

（指定手続の申出）

- 第3条 申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出してしなければならない。
- (1) 名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及び県内の事務所の所在地
 - (2) 設立の年月日
 - (3) 事業の内容
 - (4) 事業を行う県内の地域
 - (5) 実績判定期間
 - (6) その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第3号から第5号までに掲げる書類については、法の規定によりこれらの書類を知事に提出している場合で、その内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。
- (1) 次条第1項の規定に適合する旨を説明する書類及び第5条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - (2) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - (3) 直近の事業報告書等（法第28条第1項に規定する事業報告書等をいう。以下同じ。）
 - (4) 役員名簿（法第10条第1項第2号イに規定する役員名簿をいう。以下同じ。）
 - (5) 定款等（法第28条第2項に規定する定款等をいう。以下同じ。）

3 知事は、第1項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、その旨及び当該申出書の提出があった年月日を公告するとともに、前項各号に掲げる書類を、当該申出書を受理した日から1月間、規則で定める場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(指定手続を行う基準)

第4条 知事は、申出をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定手続を行うものとする。

(1) 県内に事務所を有し、かつ、県内において事業を行っていること。

(2) 事業内容が適切であるものとして、次のいずれかに該当すること。

ア 実績判定期間において行った事業が、次のいずれかの活動を推進するものであること。

(ア) 新たな時代の扉を開く活動

(イ) 様々な活動等をつなげる活動

(ウ) 環境、生活等を守る活動

(エ) 歴史、自然、文化等を楽しむ活動

(オ) 互いに支え合う活動

(カ) 人を育む活動

イ 実績判定期間において、地縁団体、市町村若しくは県からの表彰を受け、又はこれらの者と協力して事業を行ったこと。

(3) 広く県民等からの支援を受けているものとして、次のいずれかに該当すること。

ア 実績判定期間内の各事業年度における判定基準寄附者（判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者を除く。）の人数を合計した数を当該実績判定期間の月数で除し、これに12を乗じて得た数が50人以上であること。この場合において、各事業年度における判定基準寄附者のうち少なくとも1人は、県民であること。

イ 実績判定期間内の各事業年度における判定基準活動者（判定基準活動者と生計を一にする他の判定基準活動者を除く。）の人数を合計した数を当該実績判定期間の月数で除し、これに12を乗じて得た数が50人以上であること。この場合において、各事業年度における判定基準活動者のうち少なくとも1人は、県民であること。

(4) 事業報告書等、役員名簿及び定款等を法第28条第1項及び第2項の規定により事務所に備え置き、同条第3項の規定により閲覧させていること。

(5) 活動の内容、活動を行った年月日等の活動状況を、会報紙又はホームページへの掲載その他適当な方法により毎事業年度2回以上公開していること。

(6) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないこと。

(7) 申出の直前に終了した事業年度の末日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

2 県内の市町村の条例で控除対象特定非営利活動法人として定められている特定非営利活動法人が前項に掲げる基準に適合するものと同等であると認めるときは、当該基準に適合しているものとみなす。

3 基準日以前5年以内に合併した特定非営利活動法人に対する第1項の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(欠格事由)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人については、指定手続を行わないものとする。

(1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 第16条第1項各号（第3号及び第6号を除く。次号において同じ。）又は第2項各号（第2号を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、控除対象特定非営利活動法人の指定取消の手続が行われた場合において、その原因となった事実があった日以前1年以内に当該控除対象特定非営利活動法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの

イ 法第47条第1号イからニまでに掲げる者

(2) 第16条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、指定取消の手続が行われた場合において、控除対象特定非営利活動法人でなくなった日から5年を経過しないもの

(3) 法第47条第2号から第6号までに掲げるもの

(指定の通知等)

第6条 知事は、指定手続を完了したときはその旨を、指定手続を行わなかったときはその旨及びその理由を、申出をした特定非営利活動法人に対し、速やかに書面により通知しなければならない。

2 知事は、指定手続を完了したときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及び控除対象特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を周知しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所及び県内の事務所の所在地
- (4) 控除対象特定非営利活動法人となった年月日
- (5) 事業の内容
- (6) 事業を行う県内の地域
- (7) その他規則で定める事項

(有効期間及び更新)

第7条 控除対象特定非営利活動法人は、控除対象特定非営利活動法人となった日から起算して5年を経過したときは、控除対象特定非営利活動法人でなくなるものとする。ただし、再度指定手続を行い、その期間を更新することを妨げない。

第3章 控除対象特定非営利活動法人

(役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧等)

第8条 控除対象特定非営利活動法人は、役員名簿若しくは定款又は第6条第2項各号(第4号を除く。)に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、法第23条第1項若しくは第25条第6項の規定による届出又は同条第4項の規定による申請書の提出を知事にしたときは、この限りでない。

- 2 控除対象特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又は県内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。
- 3 控除対象特定非営利活動法人は、事業報告書等(年間役員名簿及び社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した書面を除く。)及び定款等について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。
- 4 知事は、第6条第2項第1号、第3号、第5号又は第6号に掲げる事項の変更に係る第1項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(申出書の添付書類の備置き等)

第9条 控除対象特定非営利活動法人は、第3条第2項第1号及び第2号に掲げる書類を、規則で定めるところにより、控除対象特定非営利活動法人である間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。

- 2 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。
 - (1) 前事業年度の地方税法第37条の2第4項に規定する寄附者名簿
 - (2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - (3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- 3 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年を経過する日の属する事業年度の末日までの間、主たる事務所及び県内の事務所に備え置かなければならない。
- 4 控除対象特定非営利活動法人は、第3条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類又は第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又は県内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。
- 5 控除対象特定非営利活動法人は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類のうち規則で定めるものについて、正当な理由がある場合を除いて、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第10条 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度1回、規則で定めるところにより、事業報告書等及び前条第2項各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、法第29条の規定による事業報告書等の提出を知事にしたときは、事業報告書等の提出は要しない。

- 2 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、前条第3項の書類を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第11条 知事は、控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項各号に掲げる書類又は第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは同条第3項の書類（過去3年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

（解散の届出）

第12条 控除対象特定非営利活動法人が解散したときは、その清算人は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、法第31条第3項の規定による書面の提出又は同条第4項の規定による届出を知事にしたときは、この限りでない。

（控除対象特定非営利活動法人の合併）

第13条 控除対象特定非営利活動法人は、控除対象特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、法第34条第4項の規定により申請書を提出した日から1月以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨を公表しなければならない。

（報告及び検査）

第14条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該控除対象特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該控除対象特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（次項において「控除対象特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。ただし、知事が検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、知事は、第1項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、控除対象特定非営利活動法人の役員等に提示させなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による検査で前2項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該検査をする職員が当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、前2項の規定は、当該事項に関する検査については、適用しない。

5 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

6 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（勧告、命令等）

第15条 知事は、控除対象特定非営利活動法人について、次条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた控除対象特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

3 第1項の規定による勧告及び前項の規定による命令は、書面により行わなければならない。

4 知事は、第1項の規定による勧告又は第2項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨を公表しなければならない。

（指定取消の手續を行う基準等）

第16条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定取消の手續を行わなければならない。

- (1) 第5条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により控除対象特定非営利活動法人となったとき。
- (3) 第7条の規定により控除対象特定非営利活動法人でなくなったとき。
- (4) 正当な理由がなく、前条第2項の規定による命令に従わないとき。
- (5) 控除対象特定非営利活動法人から辞退の申出があったとき。

- (6) 控除対象特定非営利活動法人が解散したとき（合併により解散したときを除く。）。
- 2 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定取消の手続を行うことができる。
- (1) 法第29条の規定又は第10条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
 - (2) 第4条第1項各号（第7号を除く。）に掲げる基準に適合しなくなったとき。
 - (3) 法第23条第1項若しくは第25条第6項の規定又は第8条第1項若しくは第13条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (4) 正当な理由がないのに、第8条第2項又は第9条第4項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。
 - (5) 正当な理由がないのに、第8条第3項又は第9条第5項の規定に違反して書類を公表しなかったとき。
 - (6) 第9条第1項から第3項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
 - (7) 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反したとき。
- 3 知事は、指定取消の手続を完了したときは、特定非営利活動法人に対し、その旨及びその理由を、速やかに書面により通知しなければならない。
- 4 知事は、指定取消の手続を完了したときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及びその理由を周知しなければならない。

第4章 雑則

（誤認させる行為の禁止）

第17条 控除対象特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人は、控除対象特定非営利活動法人と誤認させるような行為を行ってはならない。

（協力依頼）

第18条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第20条 次のいずれかに該当する場合には、控除対象特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項の申出書又は同条第2項各号に掲げる書類に不実の記載をしたとき。
- (2) 第8条第1項、第12条又は第13条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第9条第1項から第3項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- (4) 第10条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- (5) 第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、この条例の施行の前日にされた申出についても適用する。

（検討）

3 知事は、平成29年度末を目途として、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県特定非営利活動促進法施行条例及び鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正について</p>																				
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 特定非営利活動促進法が改正され、特定非営利活動を条例で定めることが可能になったことに伴い、改正を行う。(鳥取県特定非営利活動促進法施行条例) 加えて、鳥取県非営利公益活動促進条例(平成13年制定)については、平成24年度末までに見直すこととされており、NPO、住民団体や地域活動を行う団体・個人と県との協働の取組がより推進されることに重点をおき、改正を行う。(鳥取県非営利公益活動促進条例)</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例</p> <p>① 「鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動」を特定非営利活動に追加する。 ② 施行期日は、公布日とする。</p> <p>(2) 鳥取県非営利公益活動促進条例</p> <p>① 「目的」「定義」「基本理念」において、立場の異なる団体及び個人が共通の社会的目的を果たすため、対等な立場で協力し合う「協働」の理念等を追加する。 ② 本条例において定義する非営利公益活動として、法の改正(平成24年4月施行)により同法に追加された2分野及び「前各号に掲げる活動に準ずる活動として条例で定める活動」を追加する。(法に規定する特定非営利活動に揃える) ・観光の振興を図る活動 ・農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 ・鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動 ③ 県が行う支援として「相談体制の整備」及び「知識・技能の習得に必要な機会の提供」を追加する。 ④ 施行期日は、公布日とする。</p> <p>参考1 各条例の概要</p> <p>(1) 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年制定) 特定非営利活動促進法の施行に関し、必要な事項を定めた条例</p> <p>(2) 鳥取県非営利公益活動促進条例(平成13年制定) 非営利公益活動の促進に関し、基本理念、施策の基本となる事項等を定めた条例</p> <p>参考2 特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動20分野 下線の活動は法の改正(平成24年4月施行)により追加</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</td> <td>(11) 国際協力の活動</td> </tr> <tr> <td>(2) 社会教育の推進を図る活動</td> <td>(12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</td> </tr> <tr> <td>(3) まちづくりの推進を図る活動</td> <td>(13) 子どもの健全育成を図る活動</td> </tr> <tr> <td>(4) 観光の振興を図る活動</td> <td>(14) 情報化社会の発展を図る活動</td> </tr> <tr> <td>(5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動</td> <td>(15) 科学技術の振興を図る活動</td> </tr> <tr> <td>(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</td> <td>(16) 経済活動の活性化を図る活動</td> </tr> <tr> <td>(7) 環境の保全を図る活動</td> <td>(17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</td> </tr> <tr> <td>(8) 災害救援活動</td> <td>(18) 消費者の保護を図る活動</td> </tr> <tr> <td>(9) 地域安全活動</td> <td>(19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</td> </tr> <tr> <td>(10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動</td> <td>(20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動</td> </tr> </table>	(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	(11) 国際協力の活動	(2) 社会教育の推進を図る活動	(12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	(3) まちづくりの推進を図る活動	(13) 子どもの健全育成を図る活動	(4) 観光の振興を図る活動	(14) 情報化社会の発展を図る活動	(5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	(15) 科学技術の振興を図る活動	(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	(16) 経済活動の活性化を図る活動	(7) 環境の保全を図る活動	(17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	(8) 災害救援活動	(18) 消費者の保護を図る活動	(9) 地域安全活動	(19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	(10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	(20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	(11) 国際協力の活動																				
(2) 社会教育の推進を図る活動	(12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動																				
(3) まちづくりの推進を図る活動	(13) 子どもの健全育成を図る活動																				
(4) 観光の振興を図る活動	(14) 情報化社会の発展を図る活動																				
(5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	(15) 科学技術の振興を図る活動																				
(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	(16) 経済活動の活性化を図る活動																				
(7) 環境の保全を図る活動	(17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動																				
(8) 災害救援活動	(18) 消費者の保護を図る活動																				
(9) 地域安全活動	(19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動																				
(10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	(20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動																				

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例及び鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例

(鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第1条 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年鳥取県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(特定非営利活動に含まれる活動) <u>第1条の2 法別表第20号の条例で定める活動は、鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動とする。</u></p>	<p>(趣旨) 第1条 略</p>

(鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正)

第2条 鳥取県非営利公益活動促進条例(平成13年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>名実ともに地方分権が進み、各地方においては、それぞれ地域の個性に対応した地域づくりが競い合われている。しかし、住民の価値観やニーズの多様化が著しく、また、少子高齢化、過疎化などの課題が深刻化している今日、市町村や都道府県だけで地域づくりを進めることには限界があることは明らかである。我が県は、人と人、人と地域との結びつきが強く、ボランティア活動など各種の社会活動への参加意欲も高いなど、住民が主体となった地域づくりに取り組んできた実績がある。今後、住民のニーズや地域の課題に対応し、個性豊かで活力に満ちた地域づくりを行うためには、地域の特性や実情に応じて、住民が主体的に自分たちの地域のことを考え、自ら実践していく取組に加え、住民、市町村及び県が連携、協力し合う協働を進めていく必要がある。地域づくりにおいて積極的に県民が参画することにより、県民が幸福に暮らすことのできる地域社会を実現するためには、非営利公益活動をより活発にし、非営利公益活動が県民からの信頼に応えられるようにならなければならない。このためには、非営利公益活動団体の協働の推進と支援の充実が必要であるとの認識に立ち、この条例を制定する。</p>	<p>名実ともに地方分権が進み、各地方においては、それぞれ地域の個性に対応した地域づくりが競い合われている。しかし、住民の価値観の多様化が著しい今日、<u>地域づくりを市町村や都道府県にのみ任せているは、理想の社会を実現できないことは明らかである。個性豊かで活力に満ちた地域づくりのためには、住民自治の観点に立ち、地域の「自立」に向けて、地域の特性や実情に応じて、住民自らが自分たちの地域のことを決定し、自らが実践していく取組を進めることが必要になっている。このような時代背景に対応するためには、住民、市町村及び都道府県が連携、協力し、互いの役割を自覚し合うパートナーシップの関係を確立していく必要がある。</u></p> <p>我が県では、市町村合併により新たな市町村の枠組みがつくられ、今後は住民に一番身近なところで地域の実情や住民ニーズに沿った公共サービスの提供や、住民が自らの視点で課題を解決したり、地域づくりが行えるよう、分権の思想・考え方を行政から住民へと広げていくことも求められているところである。今後さらに、個性豊かで活力に満ちた鳥取県土の形成のために、県民による非営利公益活動を活発にしていかなければならない。特に、県民による非営利公益活動の中核を担うことが期待される非営利公益活動団体の支援が必要であるとの認識に立ち、この条例を制定する。</p>
<p>(目的) 第1条 この条例は、ボランティア活動をはじめとする非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、非営利公益活動団体、県民及び県の責務を明らかにするとともに、<u>非営利公益活動団体及び県民による非営利公益活動の促進に関する施策の基本となる事</u></p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、ボランティア活動をはじめとする非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、県民及び県の責務を明らかにするとともに、<u>県民による非営利公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域</u></p>

項を定め、もって県民の参画に基づく個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、次に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- (1)～(3) 略
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動
- (20) 略

2 略

3 この条例において「県民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県内に居住し、又は滞在する個人
- (2) 県内で事業又は活動を行う個人及び非営利公益活動団体以外の団体

4 この条例において「協働」とは、非営利公益活動団体、県民、市町村及び県が非営利公益活動を実施するために、互いの特性及び資源の違いを踏まえ、対等の立場で連携し、協力することをいう。

(基本理念)

第3条 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、相互の役割を尊重し、互いの理解と信頼を深めるように努めなければならない。

2 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、非営利公益活動団体及び県民の自主性及び自律性を最大限尊重するとともに、多様な価値観に基づく非営利公益活動団体及び県民相互の利害の調整に努めなければならない。

3 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、それぞれの特性及び資源を活かした協働を行うことの有効性について認識を深めるよう努めなければならない。

社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、次に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- (1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

2 略

3 この条例において「県民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県内で非営利公益活動を行う個人及び非営利公益活動団体
- (2) 県内に居住し、又は滞在する個人
- (3) 県内で事業又は活動を行う個人及び団体

(基本理念)

第3条 県民、市町村及び県は、県民による非営利公益活動の健全な発展のため、相互の役割を尊重し、互いの理解と信頼を深めるように努めなければならない。

2 県民、市町村及び県は、県民による非営利公益活動の健全な発展のため、県民の自主性及び自律性を最大限尊重するとともに、多様な価値観に基づく県民相互の利害の調整に努めなければならない。

(非営利公益活動団体の責務)

第4条 非営利公益活動団体は、自己の役割と責任を自覚し、自らの情報を積極的に公開することにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるとともに、非営利公益活動への県民の参加及び協力が得られるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 略

(県の責務)

第6条 略

2 略

3 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体に関する情報を収集し、非営利公益活動団体及び県民が学習する機会を提供することにより、非営利公益活動に対する非営利公益活動団体及び県民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 県は、非営利公益活動団体又は県民が行う非営利公益活動と競合するおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、当該非営利公益活動の妨げとならないように配慮しなければならない。

(協働による業務の実施等)

第7条 県は、施策の策定及び実施に当たり非営利公益活動団体又は県民との協働が有効であると認めるときは、当該非営利公益活動団体又は県民と事業目的、役割分担等を十分に協議して業務を実施するよう努めなければならない。

2 県は、非営利公益活動団体又は県民との協働について職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(非営利公益活動等に対する支援)

第8条 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体を支援するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 非営利公益活動に関する情報の提供

(2) 非営利公益活動に関する相談に応ずる体制の整備

(3) 非営利公益活動を支える人材の養成

(4) 非営利公益活動に必要な知識及び技能の習得の機会の提供

(5) 非営利公益活動団体相互の交流及び連携並びに非営利公益活動団体と県民との交流及び連携を図ることのできる機会の提供

(6) 非営利公益活動を総合的に促進するための拠点の整備

(7) 前各号に掲げるもののほか、非営利公益活動を促進するために必要な措置

(県民の責務)

第4条 略

2 非営利公益活動団体は、自らの情報を積極的に公開することにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

(県の責務)

第5条 略

2 略

3 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体に関する情報を収集し、県民が学習する機会を提供することにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 県は、県民が行う非営利公益活動と競合するおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、県民が当該非営利公益活動を行うことを妨げないように配慮しなければならない。

(業務の協働実施等)

第6条 県は、施策の策定及び実施に当たり非営利公益活動団体の知識経験を活用することができる認めるときは、当該非営利公益活動団体と協働して業務を実施し、又は当該非営利公益活動団体に業務を委託するよう努めなければならない。

2 県は、非営利公益活動団体との協働について職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第7条 県は、非営利公益活動団体を支援するため、情報の提供、人材の養成、活動拠点の整備その他の措置を講ずるものとする。

2 県は、非営利公益活動団体相互の交流及び連携を

<p>(意見又は提案の聴取)</p> <p><u>第9条 県は、非営利公益活動団体又は県民が行う非営利公益活動を促進する施策の策定及び実施に当たっては、あらかじめ、非営利公益活動団体又は県民の意見又は提案を聴くよう努めなければならない。</u></p> <p>2 非営利公益活動団体又は県民は、前項の規定による場合のほか、非営利公益活動に関する県の施策に対する意見又は提案（非営利公益活動団体と協働して業務を実施することを求める提案を含む。）を知事に提出することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(就業環境の整備)</p> <p><u>第10条 略</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第11条 略</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (検討)</p> <p><u>2 知事は、平成29年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。</u></p>	<p><u>促進するために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(意見又は提案の聴取)</p> <p><u>第8条 県は、県民が行う非営利公益活動と関連する施策の策定及び実施に当たっては、あらかじめ、県民の意見又は提案を聴くよう努めなければならない。</u></p> <p>2 県民は、前項の規定による場合のほか、県の施策に対する意見又は提案（非営利公益活動団体と協働して業務を実施し、又は非営利公益活動団体に業務を委託することを求める提案を含む。）を知事（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する未来づくり推進局長。以下同じ。）に提出することができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>(就業環境の整備)</p> <p><u>第9条 略</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第10条 略</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p><u>2 この条例は、平成25年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</u></p>
--	---

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	関西広域連合規約の変更に関する協議について																							
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>救急医療用ヘリコプターに係る事務の移管その他平成25年度事業の執行に当たり、関西広域連合規約中、広域連合の経費の支弁の方法に関する規定について改正を行う必要があることから、関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 規約改正の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文化の振興に関する事務」に係る経費の負担割合の変更 ・「第1次産業の振興に関する事務」に係る経費の負担割合の変更 ・「救急医療用ヘリコプターに関する事務」に係る負担する構成団体及び負担割合の変更 ・「ウェブ研修に関する事務」に係る経費の負担割合の変更 <p>(2) 改正の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象事務</th> <th>変更事項</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化の振興に関する事務</td> <td>負担割合</td> <td>人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5</td> <td>人口割 10分の5 均等割 10分の5</td> </tr> <tr> <td>第1次産業の振興に関する事務</td> <td>負担割合</td> <td>人口割 10分の5 事業所数割 10分の5</td> <td>人口割 10分の5 第1次産業就業者数割 10分の10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">救急医療用ヘリコプターに関する事務</td> <td>負担する構成団体</td> <td>京都府、兵庫県及び鳥取県</td> <td>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>人口割 10分の5 利用実績割 10分の5</td> <td>利用実績割 10分の10</td> </tr> <tr> <td>ウェブ研修に関する事務</td> <td>負担割合</td> <td>受講者数割 10分の10</td> <td>均等割</td> </tr> </tbody> </table>	対象事務	変更事項	改正前	改正後	文化の振興に関する事務	負担割合	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5	人口割 10分の5 均等割 10分の5	第1次産業の振興に関する事務	負担割合	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5	人口割 10分の5 第1次産業就業者数割 10分の10	救急医療用ヘリコプターに関する事務	負担する構成団体	京都府、兵庫県及び鳥取県	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	負担割合	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5	利用実績割 10分の10	ウェブ研修に関する事務	負担割合	受講者数割 10分の10	均等割
対象事務	変更事項	改正前	改正後																					
文化の振興に関する事務	負担割合	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5	人口割 10分の5 均等割 10分の5																					
第1次産業の振興に関する事務	負担割合	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5	人口割 10分の5 第1次産業就業者数割 10分の10																					
救急医療用ヘリコプターに関する事務	負担する構成団体	京都府、兵庫県及び鳥取県	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県																					
	負担割合	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5	利用実績割 10分の10																					
ウェブ研修に関する事務	負担割合	受講者数割 10分の10	均等割																					

関西広域連合規約案 新旧対照表

変 更 後	変 更 前 (H24. 8. 14変更許可規約)
<p>関西広域連合規約 (平成22年総行市第250号)</p>	<p>関西広域連合規約 (平成22年総行市第250号)</p>
<p>第1条～第19条 (略)</p>	<p>第1条～第19条 (略)</p>
<p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p>	<p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p>
<p>第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てて。</p>	<p>第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てて。</p>
<p>(1) 構成団体の負担金</p>	<p>(1) 構成団体の負担金</p>
<p>(2) 事業収入</p>	<p>(2) 事業収入</p>
<p>(3) 前2号に掲げる収入以外の収入</p>	<p>(3) 前2号に掲げる収入以外の収入</p>
<p>2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める負担する構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれる同表の左欄に掲げる経費(第4条第1項第8号に規定する経費を除く。)に係る各構成団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設数割、事業所数割又は第1次産業就業者数割(以下「人口割等」という。)により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出する。</p>	<p>2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める負担する構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれる同表の左欄に掲げる経費(第4条第1項第8号に規定する経費を除く。)に係る各構成団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設数割又は事業所数割(以下「人口割等」という。)により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出する。</p>
<p>(1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数、事業所数又は第1次産業就業者数(以下「人口等」という。)の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成府県に係る人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。</p>	<p>(1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数又は事業所数(以下「人口等」という。)の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成府県に係る人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。</p>
<p>(2) 構成府県の負担金 当該経費の総額から前号の規定により算出した各構成指定都市の負担金の額を控除した額を、構成府県の人口割等により按分することにより算出すること。</p>	<p>(2) 構成府県の負担金 当該経費の総額から前号の規定により算出した各構成指定都市の負担金の額を控除した額を、構成府県の人口割等により按分することにより算出すること。</p>
<p>3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項及び別表の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。</p>	<p>3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項及び別表の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。</p>
<p>4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項及び別表の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。</p>	<p>4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項及び別表の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。</p>
<p>(規則への委任)</p>	<p>(規則への委任)</p>
<p>第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。</p>	<p>第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。</p>

関西広域連合規約案 新旧対照表

変 更 案	変 更 前 (H24.8.14変更許可規約)
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。 (検討)</p> <p>2 第4条第3項又は第5条第1項の規定により事務を処理しようとする場合であって、当該事務の処理により、住民の生活に大幅な影響を及ぼし、又は広域連合の体制を強化する必要があると認められるときは、広域連合の議会の構成、執行機関の組織、経費の支弁の方法等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (広域連合の処理する事務に係る経過措置)</p> <p>3 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第3号ア、第5号ア及び第7号に規定する事務は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に関する事務の準備行為とする。</p> <p>4 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第5号アに規定する事務は、同号アの規定にかかわらず、京都府、兵庫県及び鳥取県の区域において運航されるものに限るものとする。 (広域連合議員の定数等に係る経過措置)</p> <p>5 広域連合議員の定数及び選挙の方法については、第8条及び第9条第2項にかかわらず、国出先機関対策の動向を踏まえた本格見直しを行うまでの間に限り、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 広域連合議員の定数は、次号の規定による人数を合算した人数とする。 (2) 構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、次のとおりとする。 ア 指定都市（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）を包括する構成府県 第9条第2項の規定による人数 イ アに規定する構成府県以外の構成府県 第9条第2項の規定による人数に1人を加えた人数 ウ 構成指定都市 第9条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数 (負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>6 年度途中に構成団体となった場合の第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出については、月割によるものとする。</p> <p>7 平成22年度における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表（備考を除く。）中「受講者数割」とあるのは、「均等割」とする。</p> <p>8 広域連合長が定める日までの間における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表備考2中「提出した者の住所のある構成団体ごとの総数」とあるのは、「構成団体に提出した者の総数」とする。ただし、これにより難い場合は、別に広域連合長の定めるところによる。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(広域連合の処理する事務に係る経過措置)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(広域連合議員の定数等に係る経過措置)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p>

関西広域連合規約案 新旧対照表

変 更 案	変 更 前 (H24. 8. 14変更許可規約)
<p>附 則 (平成24年 1 月25日総行市第 1 号) (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成24年 4 月 1 日から施行する。 (負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>2 平成24年度における構成団体の負担金の額の算出に係る改正後の関西広域連合規約別表の適用については、同表総務費の部第 4 条第 1 項第 7 号に規定する事務に係る人件費の項及び事業費の部第 4 条第 1 項第 7 号に規定する事務に係る経費の項中「受験者数割」とあるのは、「受験者数割を基本とし広域連合長が別に定める負担割合」とする。</p> <p>附 則 (平成24年 4 月23日総行市第41号) この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (平成24年 8 月14日総行市第107号) この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p> <p>附 則 (平成25年 3 月 日総務大臣届出) (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成25年 4 月 1 日から施行する。 (負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>2 広域連合長が定める日までの間における改正後の関西広域連合規約第 4 条第 1 項第 5 号アに規定する事務に係る経費に係る和歌山県の負担については、同規約第20条及び別表の規定にかかわらず、従前の和歌山県と大阪府及び徳島県との間の協定の例により関係団体で協議して定める。</p>	<p>附 則 (平成24年 1 月25日総行市第 1 号) (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (負担金の徴収に係る経過措置) (略)</p> <p>附 則 (平成24年 4 月 23日総行市第41号) (略)</p> <p>附 則 (平成24年 8 月 14日総行市第107号) (略)</p>

関西広域連合規約案 新旧対照表

変更前 (H24. 8. 14変更許可規約)	変更案
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この表において「均等割」とは、構成団体の数の割合をいう。 2 この表において「受験者数割」とは、当該年度前の3箇年度においてそれぞれの試験に係る受験願書（これに相当するものを含む。）を提出した者の住所のある構成団体ごとの総数の割合をいう。 3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口（第4条第1項第5号アに規定する事務にあつては、<u>構成団体の区域のうち救急医療用ヘリコプターが運搬される区域であつて別に定めるものに係る当該年の4月1日現在における構成団体の人口に相当する人口として官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づいて算出した人口</u>）の割合をいう。 4 この表において「宿泊施設数割」とは、統計法（平成19年法律第53号）附則第12条の規定により同法第19条第1項の承認を受けた一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の宿泊施設の総数の割合をいう。 5 この表において「事業所数割」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の総数の割合をいう。 6 この表において「利用実績割」とは、当該年度において構成団体が救急医療用ヘリコプターを利用した回数割の割合をいう。 7 この表において「受講者数割」とは、当該年度において研修を受けた構成団体の職員の数の割合をいう。 	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この表において「均等割」とは、負担する構成団体の数の割合をいう。 2 この表において「受験者数割」とは、当該年度前の3箇年度においてそれぞれの試験に係る受験願書（これに相当するものを含む。）を提出した者の住所のある構成団体ごとの総数の割合をいう。 3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口の割合をいう。 4 この表において「宿泊施設数割」とは、統計法（平成19年法律第53号）附則第12条の規定により同法第19条第1項の承認を受けた一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の宿泊施設の総数の割合をいう。 5 この表において「事業所数割」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の従業員10人以上の事業所の総数の割合をいう。 6 この表において「第1次産業就業数割」とは、官報で公示された<u>最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の第1次産業就業者数の割合をいう。</u> 7 この表において「利用実績割」とは、当該年度において構成団体が救急医療用ヘリコプターを利用した回数割の割合をいう。 8 この表において「受講者数割」とは、当該年度において研修を受けた構成団体の職員の数の割合をいう。

